

第47回平成24年9月与謝野町議会定例会会議録（第12号）

招集年月日 平成24年10月12日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時34分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

副町長	堀口 卓也	代表監査委員	足立 正人
企画財政課長	浪江 学	教育長	垣中 均
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|-------|-------------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 98号 | 平成23年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 99号 | 平成23年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第100号 | 平成23年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第101号 | 平成23年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第102号 | 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第103号 | 平成23年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第104号 | 平成23年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第105号 | 平成23年度与謝野町水道事業会計決算認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 9 | 意見書案第4号 | 簡易水道の上水統合に伴う財政支援を求める意見書 (案)
(提案～表決) |
| 日程第10 | 意見書案第5号 | 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書 (案)
(提案～表決) |
| 日程第11 | 意見書案第6号 | 郵便営業体制の継続維持を求める意見書 (案)
(提案～表決) |
| 日程第12 | 発案第 2号 | 収賄事件再発防止調査特別委員会の設置に関する決議 (案)
(提案～表決) |
| 日程第13 | 閉会中の継続審査 (調査) 申出書 | |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) それでは、皆さん、おはようございます。

きょうは着物を楽しむ日ということでございまして、思い切り楽しんでいただきますように、よろしくお願ひいたします。

それからご報告でございますが、本日、定例会の閉会後に全員協議会が開催されます。また、10月18日になりますが、庁舎特別委員会がございまして、よろしくお願ひをいたします。

また、この議場におきまして、閉会後に活性化特別委員会のほうより、井田委員長より報告がございまして、よろしくお願ひをいたします。

それでは、本日、白杉教育委員長より欠席の届けが参っておりますので、皆さんにお知らせを申し上げます。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

最初に、杉上議員の質問に対しまして、企画財政課のほうより報告がございまして、よろしくお願ひいたします。

浪江企画財政課長。

企画財政課長(浪江 学) おはようございます。

過日の杉上議員からのご質問で、地方分権の関係でその内容がわかる資料、一覧表をというお求めがございましたので、本日配付をさせていただいております。少しだけ説明を加えさせていただきますと思います。

まず、一番上のページに「権限委譲について」ということで経過が書いてございまして、(1)第一期地方分権改革とございます。これがいわゆる1次一括法と言われております制定の経過でございます。(2)が第二期地方分権改革と書いてございまして、これが第2次一括法の制定経過でございます。この経過につきましては、ごらんおきいただきたいと思っております。

この(1)と(2)の1次、2次の一括法の当町においてまいります内容が、1枚めくっていただきました2ページにわたりまして、2分の1、2分の2ページというふうにページを振っておりますが、これが1次と2次両方あわせました内容でございます。

それから、1ページの一番下に書いてございます第2次一括法に係ります京都府から市町村への権限移譲、これもございまして、これが一番最後のページに1ページにわたって書いてございますものでございます。まず1枚おめくりいただきました2分の1、2分の2ページのところでございますが、ここに法律名、それから1次、2次の区分、それから根拠規定なり関係政省令等などが書いてございまして、一番右から二つ目の欄をごらんいただきますと、条例提案または成立時期と書いてございまして、ここが当町が考えておりますその条例提案なりの時期でございまして、網かけがしてございますところは既に終わっているわけですけれども、それ以外は来年3月にお願ひをすることになるということでございます。一つ一つのご説明は省略させていただきますが、市町村においてまいります1次、2次の内容については以上でございます。なお、市においてまいります内容はこれの多分倍以上の内容がありますけれども、市町村においてまいりますもの

うち、与謝野町に照会のあった検討状況を示した資料でございます。

それから、最後のページは、権限移譲事務の一覧ということで、9つの法令に基づく事務が書いてございまして、2カ所星印を打っております。2カ所は平成25年4月1日施行ということになりますが、それ以外のものにつきましては、既に本年の4月1日から移譲が開始をされてきて事務が発生しているという内容のものでございます。以上がこの資料の説明でございます。

それから、話は変わりますが、この時間をいただきましてもう一つご報告をさせていただきます。井田議員さんのほうからお聞きをしておりました町民野田川グラウンドの先取特権の件で、職員が変わりましても継続して認識できるようにというご指摘がございました件では、帰りました内部で検討させていただきまして、来年度の決算から決算書の中の財産に関する調書のどこかに、どのような形になるかはまたこれから考えさせていただきますけれども、計上をしていこうというふうに思っておりますので、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

議長（赤松孝一） 日程第1 議案第98号 平成23年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） おはようございます。

それでは、平成23年度の下水道特別会計決算について、下水道課長に質問をいたします。

まず、整備率についてですが、平成23年度での整備の状況と、今後この整備についてはどのように推移していくのかお聞きをいたします。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） おはようございます。野村議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成23年度末におきましての整備率でございますが、与謝野町全体といたしまして、面積で申し上げますと86.8%、決算参考資料の194ページのほうに記載しておりますが、全体でいいますと86.8%、面積でございます、公共分が86.9%、特選分が86.8%でございます。これを人口であらわしますと、人口普及率といたしまして、町全体で97%ございまして、これ前年対比で3.2%向上いたしております。

この面積と人口とで差があることにつきましては、計画区域でありましても住基人口を伴わない地域がございますので、例えば工場ですとか、そういったところを整備できておりませんので、それにつきましては面積ではカウントせずに、人口ありませんので、人口は含まないところで計算いたしますと、人口普及率といたしましては、人口入っていませんので高くなるということのご理解いただきたいというふうに思います。

それと今後の見込みでございますが、平成23年度末におきまして、地域別に申し上げますと、加悦地域では、あと残りますのは温江地区のみとなりました。温江地区におきましては公民館のところまで平成23年度で完成いたしておりますので、平成24年度以降で公民館から上方向に向かって、それと尾の上町営団地の尾の上住宅のほうに向かってという区域が残っておりますので、今後の見込みといたしましては、平成24年度、本年度もう既に工事を発注いたしまして完成したエリアもございますので、あと3年程度で温江地区につきましては完成する予定であります。

す。

それから、続きまして野田川地域でございますが、野田川地域におきましては、平成23年度末におきまして、残りますのは石川地区だけとなりました。石川地区におきましてもエリアが2つございまして、バイパス沿線と、それとかねてから議会でも報告申し上げていますように、準用河川の鞭谷川沿線のこの2区域が残っておりますので、このバイパス沿線につきましては、平成24、25年の2年間で整備が完了する見込みであります。それと鞭谷川沿線におきましては、町道と、それと鞭谷川とが並行して走っている路線でございます、その準用河川の改修という話も出てきておりますので、それと同時でなければ下水道工事をすることは不可能だというふうなことで認識しておりますので、その河川改修の進捗に合わせて、今後整備を行っていくというふうなことでありますので、バイパスが終わりまして、順に鞭谷川沿線を行うということができれば一番いいわけですけども、それは鞭谷川の河川改修の進捗見ながら、様子を見ながら設計をして下水道のほうも整備をしていくというふうなことであろうかと思っています。

それとあと一地区、三河内地区におきまして、町道の三河内東本線、今議会でも出ていました大藪団地に向かいます算所境から向かいます町道沿線が残っておりますが、これにつきましては、現在のところその路線に民家が張りついておりませんので、今後の開発に合わせて整備を行っていききたいというふうなことで、もう既に実施設計も終えてすぐに工事ができるような準備は整えておりますので、今後の開発に合わせて整備を行っていききたいというふうにご考えております。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 大変な大事業のこの下水道の事業が、ようやく完成に近づいているということだというふうに思います。それで、それに伴って借金ですね、借入金の残高、平成23年度の残高と公債費、返済金の額、これが今後工事が終了していくにつれてどういうふうに移っていくのか、平成23年度の実績と今後の推移をお聞きします。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。

起債でございますが、平成23年度末におきまして、残債といたしましては、会計全体でございますが118億円程度となっております。それに今後の見込みとなりますと、現在元金の償還額が、現在のところ、平成23年度におきましては約6億2,000万円が元金の返済額でございます。それに対しまして新たな起債でございますが、これがこの償還額以内に収まっておりますので、いうことは、年度末におきましては残債は減ってくるという状況で、その状況は平成24年度以降も続く予定であります。

それで今後でございますが、事業費につきましては、平成23年度末までの借金に対しまして償還につきましては、もう今出ておりますのでそれを把握しておりますが、平成24年度以降の新たな借金も当然出てきますので、それを一定想定いたしまして、それでシミュレーションいたしましたところ、残債につきましては年々減ってくる状況でございます。それで先ほど申しましたように、面整備につきましても今も収束に向かっておりますので、多額の借金は今後は生まれてこないというふうなことで思っておりますので、減ってくるというふうなことは間違いはないと思っておりますが、現在、今想定いたしましたところでございますと、まだ元金自体は、残債は減り

ますけれども、元金の償還額はまだ今後ふえてきます。言いますのが、下水道事業債は5年据え置き30年、全体30年償還でおりますので、過去の起債を起こしたものが元利均等償還でございますので、最初は元金が少なく率が大きくて、後になってきますと、逆に利子が少なくて元金の償還がふえてくるということでございますので、今後多額の元金の償還はふえてきます。それで、今把握しておりますのが、大体平成30年ごろまでは前年対比で元金の償還はふえてくるであろうというふうな見込みでございまして、その後につきましては、元金の前年対比での元金償還額は減ってくるであろうというふうな見込みでおります。

したがいまして、一般会計の繰入金につきましても、他の要素もございまして一概には言えませんけれども、元利償還、利子はもっと減ってきますので、元利償還が大体平成30年ごろまでがまだ今後伸びてきますので、そのあたりまでは一般会計繰入金も多少ふえてくるであろうと。それでその平成30年ごろに一般会計からの繰り入れの一定のピークを迎えて、その後は徐々に減ってくるのではないかなというふうなことでございまして、これはあくまで想定でございますので、今の面整備の状況等々を考えますと、そのようなことになろうかというふうなことで考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今、答弁がありました一般会計からの繰入金についてですけども、年度によってアップダウンしながら、平成22年度には6億円を超えて、この平成23年度には6億5,000万円を超えているということでございますが、この当初予算の段階では7億2,000万円が、決算では6億5,000万円と。この繰り入れの基準ですね、どういう基準でこの繰り入れはされているのか、まずお聞きします。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。

現在の一般会計からの繰り入れの基準というご質問でございますが、当初予算におきましては、議員ご存じのように、一般会計からの繰り入れには基準内繰り入れと基準外繰り入れがございまして、当初予算を組む段階では歳入歳出のバランスを考えまして、全体でバランスがとれるような繰り入れをお願いしてございまして、それで担当課の思いといたしましては、もう当初予算で組んだ一般会計の繰り入れ額、これがふえることが絶対ないようなことと、後、補正等も補正財源がない限りは補正は行わないという姿勢でございまして、あと歳入の増加、歳出の抑制というようなことも考えながら、最終的には当初予算額の繰り入れ額を減らして極力抑えていくという方針で1年間おりますので、当初予算の段階では、そのバランスをとった実繰り入れになっておりますので、基準内繰り入れどおりにはなっておりませんが、最終的に平成23年度の基準内と基準外のバランスをちょっと報告させていただきますと、会計全体では、全体の繰り入れ額が6億5,604万3,000円でございます。そのうち基準内繰り入れが4億5,121万3,000円で68.8%、基準外が2億483万円で31.2%でございます。この基準外が多額になっておるわけでございますけれども、担当課といたしましては、できるだけこの基準外が発生しないように1年間通して歳出の執行等には努めております。

この基準内繰り入れの今後の見込みでございますけれども、基準内繰り入れで主なものとしたしましては、公債費の償還元利金に対する基準内繰り入れが多額といたしますか、大体3分の1程度

ございますということと、それからあわせまして、維持管理に対します基準内繰り入れというような算出はございませんので、そういったことから考えますと、今後基準内繰り入れは多少なりとも減っていく方向にあるだろうというふうなことで認識いたしておりますので、下水道課といたしましては、歳入の増加と歳出の削減、これに力を入れてできるだけ基準外繰り入れが極力少なくなるような努力はしていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 30年がピークということを先ほど答弁されましたが、この30年に、そしてこの一般会計からの繰り入れというのはどれぐらい、どこら辺までふえていくと課長としては見通しておられるでしょうか。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。

合併いたしましてから、これまでこの議会中に議員さんにも資料は配付させていただきましたが、合併前の平成17年の一般会計の繰り入れと比べまして、合併後この6年間はまだその額まで達しておりません、今のところ。それで何とか合併前の額にならないようにというようなことで考えておりますけども、今後、先ほど申し上げましたように、元金の償還額、それと利子の償還額、利子は今後減っていく方向でございますけども、元金の償還額はまだ平成25年、26年程度までは前年対比で5,000万円程度ずつふえてくる見込みでございますので、そういったことから考えますと、ちょっとまだきちとした想定はしておりませんが、平成23年度の額に比べまして、他の要素もございまして、まだ1億円、2億円程度は、その2億円まではいかないと思っておりますけども、プラス1億円を超えるような繰り入れがふえてくるのではないかなというふうなことで、現在の想定、公債費、元金償還に照らし合わせての話でございますので、他の要素もございまして、事業が、面整備がもうここ数年、3年ほどで終わりますと、その事業を行う上での一般財源はもう必要ないということになりますので、そういったことでの減少もございまして、それと、何より今後使用料収入を増加するように努力していかなければならないということで、その辺のことで繰り入れも減ってくる可能性もなきにしもあらずということで、今申し上げましたのは、元金償還額の照らし合わせた場合での繰り入れの増額ということでご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 国の基準に基づく下水道での繰り入れ額、交付税に算入されておるとは思いますが、18項目ぐらいあるというふうに聞いておるんですが、当町ではそのうちの何項目が基準内繰り入れということになっているのかということと、まずそれをお伺いしておきます。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。

基準内繰り入れの項目でございますが、まず収益勘定におきましては、全部で5項目から算定いたしております。それから、次に資本勘定におきましては3項目が該当するというので、全体で8項目が該当する状況でございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 企画財政課長に質問します。

平成23年度では4億5,000万円、68%ぐらいが基準内繰り入れということですが、この交付税算入についても年々ふえてきているだろうと思いますし、今後もふえてくるだろうと思うんですが、前に伊藤議員が交付税の推移ということで質問されましたが、この中にこの下水道の分も含まれて答弁された、ふえていっているという中には下水道の中も含まれているというふうに思いますし、例えば水道のほうも同じような状況、当町ではあります。それも影響しているだろうというふうに思いますが、それらも含めて言われたような数字の推移になっているんだと思うんですが、この点はいかがですか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

毎年3月にご呈示しております財政見通しの関係につきましては、特別会計への繰出金、これも当然交付税も含めた形で下水道課なり水道課と調整をして計上しておりますので、含まれて、配慮してお示しをさせていただいて、町の財政シミュレーションにできる限りその時点時点での数字でお示しをさせていただいているというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） この下水道についてもピークが30年、水道についても同じような状況が言えるのかなと思います。その後、この分の交付税は毎年毎年減っていくという、こういう状況になっていくだろうというように思います。交付税の基本部分、いわゆる全国どこでも同じように生活できるよという部分というのがどうなっているのかという点は、やはりこういうふうなことも踏まえて推測していくことが必要だろうというように思っています。

それで、戻りまして下水道課長に質問しますが、この一般会計からの繰入金の推移について先ほど答弁いただきましたが、ほかの要素ということで使用料の収入ということを言われました。これは、言われたのは今までどおり使用料の、いわゆる下水道を使っていただく方がふえていけば、今言われたような形の見通しになるだろうと思います。これがさらに使っていただく方がふえれば、持ち出しの部分、基準外の繰り出しというのは減るのではないかと。ほかの要素が余りないですし、当町ではこの一般会計からの繰り入れはバランスをとるとということ、つまり赤字にならないように毎年入れていただいているということなんで、収入がふえれば当然減らせるというふうに思いますが、このいわゆる利用していただいている率と、今言ったような形でこれをいかにふやすかということで一般会計からの繰り入れが減らせるのではないかとと思いますが、この点については、課長いかがでしょう。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。

野村議員がおっしゃいますように、使用料の水洗化率を伸ばしまして、使用料収入を増加させていくと、これが一番といいますか、下水道会計におきましては、歳入の増加といいますのは、もうこの使用料収入をふやすことのみと言っていいと思います。これについての努力をしいかなきやならないというふうなことで当然思っておりますけども、平成23年度におきましては、町全体で64.0%の水洗化率でございます、これは前年対比で0.9%の向上でございます。なかなか合併いたしましてから水洗化率が伸び悩んでいるところでございますけども、これにつきましては、合併いたしましてから面整備のほうをどんどん進めておりまして、それによりまし

てこの水洗化率の算出根拠となりますのは、分母に供用開始した区域の人口、それから分子にその中で接続された人口というふうなことで水洗化率を算出したしておりますので、合併いたしましたからは、この分母に当たります面整備が済んだ人口をどんどんふやしておりますので、そういうことによって水洗化率の率のほうにちょっとなかなか出にくい状況があったのではないかと
いうふうなことで思っております。

それで今後におきましては、面整備が収束に向かっておりますので、率としては今後は上がってくる方向ではございますけれども、率よりも、何より料金に結びつきます使用料、ボリュームのほうでございまして、これをふやす努力をしていかなければならないということで、数年前に議会でもご指摘いただきましたように、便所の水洗化、接続を置いておいても家庭雑排水、今回監査委員さんからのご指摘もいただいておりますけれども、生活雑排水だけの接続ですと安価で済みますので、そういったことも数年前にご指摘いただきましたから広報も行っておりますけれども、さほどそれによって接続が進んでおりませんので、今後におきましてはそちらのほうにもどんどん力を入れていきまして、使用料の料金収入が増額になるように、下水道課といたしましては努力をしてまいりたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 言われるように、水洗化率というのを盛んに取り上げるわけですが、これは面整備がどんだけできたかということにもかかわって変わってきますのでね、言われるように。例えば平成20年から21年だと全く変わらないという、率が、いう状況が過去にもあったりします。そういう点では、どれだけの世帯が、あるいは工場も含めて下水道を使っていたかということになっているかというところが大事だというふうに思うんですが、今言われたようなことで、この利用がふえるにつれて繰り入れの額は減るということで、副町長に質問いたしますが、住宅改修助成制度で、この下水道の接続も促進されたということが今までから課長の答弁にもありました。同じ制度ではないにしても、やはりこういう促進するための、先ほど課長が言われたのも一つの方法でしょうか、既に明らかになったこういう形での促進策も新たに早急に考えていただいて、この下水道の利用を促進するというで財政を好転させていく、負担を減らしていく、一般会計からの、ということが求められているというふうに思っていますが、これについてのお考えをお聞きします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど来、下水道課長がお答えしていますように、この間、面整備を精力的に進めてまいりました。結果、人口普及率では97%まで整備することができました。反面、面整備を頑張って進めたことに対して、水洗化率がなかなかついていかないと。平成23年度末では64%という数字でございます。

そこで議員お尋ねのように、促進策、例えば住宅改修助成制度のようなものをお考えだと思っておりますが、住宅改修助成制度の中で下水道整備をされる方が非常に多かったという意味では確かに大きな効果があったわけですが、3年間の制度ということで、何よりも財政上の問題もございまして、住宅改修助成制度は打ち切りをさせていただきました。そういう中で、議員がご提案のように、歳入をふやす、言いかえますと水洗化率を高めるということが非常に重要なことだというふうに認識はいたしておりますけれども、すぐに、じゃあその住宅改修に変わるこんな制度を考

えたいというところまではまだ思いが至っておりません。住宅改修助成制度も3年間の中で、最初の1年間は国からの経済対策の交付金が有効に使えました。しかし、2年目、3年目につきましては、そういった国からの支援がない中で、単費を持ち出しての制度の運営でありましたので、非常に厳しい状況の中でやってきたということでもあります。

確かに検討は必要だとは思いますが、今のところは、まだ具体的な検討には至っておりません。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 再度質問します。今回質問した内容は、住宅改修助成制度の中で取り組まれた事業の中の考えた場合に、この下水道の部分というのはほかの部分とはかなり違うわけですね。この補助金を使って経済効果を上げるだけではなくて、この接続していただくと、収入がふえて、一般会計からの基準外の繰り出しが減る、こういう大きな効果が財政としてもあると。だからほかの住宅改修助成制度で、ほかの屋根だとかいう部分については言われるように財源という問題は大事な問題でしょうけども、この下水道だけに特化する場合は、財源がなくてもこういう財源を生み出す事業になると思うんですね。そういう点からも早急に再検討が必要ではないかというふうに思っています。

もう一つは、やはりこの下水道ということ、普及することによって、生活が大変清潔になって利便性が上がるという、これはもちろんありますし、もう一つは、当然環境に対する大きな貢献があります。与謝野町の場合は、阿蘇海に対する大変な、いわゆる汚しているという負荷をかけているわけですが、この改善にももちろんなりますし、もう一つ指摘しておきたいのは、農業に対しても非常に大きな効果があるわけですね。私どものNPOで無農薬の取り組みしていますが、周りに家がある、その雑排水が田んぼの中に流れる、分けられていませんからね、与謝野町の場合は多くは雑排水と雨水と分けられていませんから、田んぼの中に流れてくる。そうしますと、その田んぼでは農薬使わないといもち病が発生するんですね。これは窒素が多いといもち病が発生しやすいと言われていまして、そういうやっぱり農林課長が言われたような無農薬のそういう安全な農業、まちづくりを進めるためにもこういう下水道の普及というのは非常に大きな効果があるわけで、その辺も含めて非常に大きい効果になると思いますので、早急に取り組んでいただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ただいま議員のご見識のように、下水の整備につきましてはいろいろな波及効果があることは私たちも十分承知はいたしております。そういう中で、下水はいろいろな効果があるからということで下水に特化して何か制度を考えるのがいいのか、ほかの分野でも考えないかん部分があるのかということもあろうと思いますし、引き続き研究は進めさせていただきたいと思えます。

- 1 番（野村生八） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかにございますか。

1 3 番、井田議員。

- 1 3 番（井田義之） おはようございます。

下水道の質問の前に、先ほど企画財政課長のほうから野田川町民グラウンドの土地の件で、来年は決算にということだったんですが、あと一つ私が気になっておりますのは、その10年間の

時効の問題がありましたね。その点についても、ぜひともどういう格好でその10年の時効というのをクリアできるのか、それからそれまでにどういうアクションを起こせばいいのか、その辺も協議をしていただけたら大変ありがたいなと。そうせんと、時効が来てしまうと先取特権の2,700万円、どこに行ったかわからなくなるということにもなるのかなというふうに心配をいたしておりますので、その点をちょっとあわせてお願いをしておきます。

それでは、下水道の質問に入らせていただきます。先ほど野村議員のほうから、るるたくさん質問がありましたので、私のほうは多く質問することがなくなったんですが、いわゆる多くの先ほどから話が出ておりますように、平成23年度も多くの予算が使われて、面整備どんどん進んでおります。この件については大変ありがたいと思いますし、また監査委員さんのほうからも面整備が進んでおると、使用料が、分担金が多くなったということも出ておりますけれども、この間言いましたように、結局多くなっても徴収ができなければ何もならないということですので、その徴収についても改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

そこで、きょうお尋ねしたいのは、私とも見事、下水道がきまして、そのときに課長とも話しとったように、結局先ほども出ておりました、いわゆる雑排水の問題ですね。それで雑排水の問題だけで下水道に入ってくださいということにはなかなか難しい、従来下水道を接続するというのは、トイレを接続するという観念が皆にあって、それで結局100万円かかるとか、110万円かかるとか、それで町からのいわゆる対応が90万円ですか、なんかあってもなかなかできないということですね。それで我が地区の説明会でも、課長のほうからも雑排水だけでも使ってくださいというような説明会をされたと思うんですが、これについての効果というのか、これまで雑排水だけでも、私も近所の人にいろいろと言いました。だけど実際にはあれは難しかったようです。雑排水だけで接続された方があったのかどうか。今与謝野町の中で、ほかの地区も含めて、何軒がトイレを除いて雑排水だけの接続があったのかお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。

正確な数字は把握しておりませんが、そういったことで議会のほうで指摘されまして、それから広報を行いました。それによって、今までトータルで10軒もないぐらいの数字で、ないことはないんですけども。

13番（井田義之） 10軒よりも少なかったら、覚えとってくれな。

下水道課長（西村良久） ぐらいで、あんまり効果といいますかは上がっていないと。

先ほど議員さんおっしゃいましたように、トイレを接続することが下水道による恩恵だというふうなご理解の方が多数いらっしゃいまして、そういったことで広報はしておりますけども、逆にトイレだけつながせてほしいという方はたくさんおられます。トイレだけ何とならんかということで、たくさん業者を通じて質問されたり、役場に見えたりということはございますけども、それはちょっと困りますというようなことで断ったケースはたくさんございますけども、雑排水だけというのは今後も引き続き広報はしていく予定ではおりますけども、それによって効果が、有効な手だてになるのかどうかということにはちょっとはかり知れないものがございますけども、ただ、担当課といたしましては使用料収入を上げるという観点から、それが1軒でも2軒でもという思いで広報活動を行っていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 前にも申し上げましたように、私とこは随分遅かったんですね、下水道の接続が。それで私もやっぱり阿蘇海のことやとか、先の野村議員が言われたいわゆる排水の関係、今でも農会の方々とは私もめることがあります。というのは、雑排水でどうしても米の云々とか、農業用水路も地元のもんも出てきてやれというようなもめることもあります。そういう意味で、私は、前にも言いましたように、EM菌を私は米のとぎ汁を中心に全部ずっと下水道が供用されるまで利用しました。これは、やっぱりなぜかという、そういう排水水路がきれいになり、それから阿蘇海の汚染も少しでも済めばということで、もう毎日毎日EMの新しいのをつくっては流しました。そういうようなことを考えると、やっぱり私はトイレよりも生活雑排水のほうが大切なんですね。

それで、ここで課長なり、その担当課のほうでいわゆる雑排水だけという従来の考え方を逆転させる、そういうのに何かPR、これはもう環境課も含めてになろうと思うんですが、そういう方法を考えておられるのかどうか。その辺を再度、ちょっと何かええ思案があるのかどうか、お願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 発想の転換をしていただけるような有効と思われるようなことは、特にちょっと現在のところはありませんけども、担当課といたしましては、もう紙ベースになりますけども、広報を十分に行っていきたいということで考えております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 気張って広報をやっていたらいいと思いますし、それから先ほど野村議員のほうから補助制度の問題が出ておりました。結局、私は前にいわゆる下水道の供用が遅くなるということは、その方に対するいわゆる空水量とかいろんな問題で、その方々も下水道が供用されておる方々の負担も負っておられるんですよということをこの席で言わせていただきました。それは関係ないというような答弁もいつかはありましたけれども、やはり遅くなった方というのは、ある程度一般会計からの持ち出しがあるということは、負担を持っておられたということもあるわけですね。

それで、いわゆるこの分を、供用開始をふやしてもらおうと思うと、先ほど副町長は今のところ考えていないと、考えられないというような答弁でしたけれども、環境の問題がこれだけ叫ばれる中で、私はぜひとも考えていただきたいなど。特に石川地区におきましては、香河川改修の関係もあり、随分おくれております。もうバイパスのとこなんかはどうに済まなければいけないやつが済んでおりません。また鞭谷川の分についても、河川改修が終わらなければいつどうなるのかということもなかなか目鼻がたたない状態ですね。それで、そこで結局、過日いわゆる住宅助成のあれがあったもんですから、なおさらのことそういう問題が耳に入ってきます。

それで、下水道に対するということが難しければ、やはり生活雑排水をつなぐのについて何らかの格好の利点というのを与えてあげながら、生活雑排水だけでもつないでいただけないでしょうかということができないかどうか、考えられないかどうか。副町長でも下水道課長でも結構です。何かそういうことができないかどうかお尋ねをしておきます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、財政上の課題もありますし、いろいろ問題はあるんですけども、野村議員と、ただいま井田議員からそういったお話がございました。

引き続き研究を進めてまいりたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 住宅改修助成につきまして、下水道課の立場といたしましての私の思いを少し述べさせていただきます。

これまで説明いたしましたように、今回の住宅助成制度におきましては、下水道の接続ということに關しましては非常に大きな効果はあったものというふうなことで受けとめてはおりますけども、先ほどから石川地区の話もされておりますが、今、供用開始して利用できる方は対象になると、今後の方はならないというふうなお話で、そういうこともたくさん言われておりますけども、逆に言いますと、過去に3年以内ということをきちっと守って旧町時代に接続された方というのは、下水道に対するそういった制度の恩恵は受けないというようなことも一方でございますので、下水道を執行しております課といたしましては、やはり町全体の公平性というふうなことは常に考えておりますので、この制度は、下水道といいますのは、もう本当に特定のエリアの方のみを対象というものが年度中、こうやって動きますので、そういった意味から考えますと、なかなかいけいけというようなことにはなりにくいかなというようなこと、思いではおりますので、全くそれと変わった制度というふうなことがまた何か考えられればありがたいかなというふうなことで思っております。以上でございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今、私が申し上げておりますのは、そういう変わった制度です。例えば住民環境課の中でいろんな今美しい町をつくろうということで一生懸命やっておられるわけですね。そういうようなことも踏まえながら、私は石川の例を言いましたけれども、温江地区の農集の部分も供用が少ないわけですね。だからそういうやっぱり少ないところに対して、どうして下水道を使っていただけか、供用していただけるかという当たり、農集を利用していただけるか、この辺はやっぱり全体の問題としてしっかり考えながらやっていただく、そういう時代になっておるといふふうに思っておりますので、そして先ほど言いましたように、下水道が繋がなくてもつなげない。そして来たときには10年たってきた。もう年代が上がってしても、とてもやないけども、もうつなぐ必要がないと。もうわし10年しかおらへんと。10年も生きとったら上等だと。くみ取りのほうがよく安つくというのが今の現状です。うちのところでもそうです。だからそういうことも踏まえながら、住民環境課としっかりと協議をしながら、いい思案をしていただきますことをお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思いますけれども、最後に答弁どちらでも結構です。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お気に召す答弁はなかなかできませんけども、今現在ではそういったいい思案というのは全く思いつかないのが現状でございます。ただ、下水道の水洗化率の向上いうことを考えますと、何か手を打たなければ、通り一遍のことではなかなか伸びないと。何か手を打たなければならぬという危機感を持っておりますので、今後の課題というふうなことで捉えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 従来みたいな大きな金額はする必要ないんですね。PRをしなければならないと言われましたよね。PRをする。雑排水だけ何とかつないでくださいと言うたときに、もうそれこそわずかな金額でもいいんです。つないでいただいた方には報奨金を出しますかというようなことだっていいんだと思うんです。だからそんな大きな金額を私は出してほしいとは言っておられません。やっぱり気持ち、町の気持ちを町民の皆さんに伝える必要がないかということをお願いして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第98号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第98号 平成23年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第2 議案第99号 平成23年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第99号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第99号 平成23年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第3 議案第100号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、介護保険の会計の決算について質問をさせていただきたいと思っています。

まず、第1回目になりますけど、第2回目になるかもわかりませんが、お許し願いたいと思います。

第1回目は、認知症の問題について伺いたいと思っています。全国的な数字で、少し前の政府の資料なんですけども、認知症の方は2005年、平成17年現在で約170万人、65歳以上の方の中で6.7%を占めると。在宅介護の場合、約4割。施設の介護の場合は9割に当たるとされています、この認知症がですよ。この数は今後、皆さんご承知のように、団塊世代がずっと入ってくるわけで、高齢化は急速にこれらはふえてくる数字となります。2015年、平成27年には想定では250万人ほどを想定して、その数は7.6%の割合になります。2025年、平成37年には約323万人を想定しており、9.3%の比率というふうになると言われています。そして、ここが非常に大事だと思っているんですが、介護保険利用者のうち、54.1%が認知症の人が利用していると。その介護費用というのは、給付のうち76.1%、4分の3を占めているという報告さえあります。

この点で、ちょっと数字を、急な質問なんで担当課がわかればいいですが、本町の場合、こういう数字はどのようにつかんでおられるのか、わかればお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま議員がそれぞれ認知症に対する数字を報告をいただきました。私どもはそういった詳しいとこの数字は持っておりませんけれども、今高齢化が進んで、与謝野町も65歳以上の方が30%を超えるというような高齢化を迎えた中では、介護サービスを使われる方というのはだんだん高齢化が進んでおまして、実際に高齢化とともに認知症を発症される方も大変多くの方がございますので、先ほど報告いただいた数字になろうかというように思っておりますけれども、詳しい数値は持っておりませんが、大体高齢化になったら全ての方が認知症になられるとは限りませんが、そういった部分が出てくるということがございますので、ちょっと議員ご質問の数字の確認については申し上げられませんが、今申し上げましたようなことをご容赦いただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） まさにこの認知症対策というのはある本の中でも、介護の中でも最重要課題の一つになっているというふうに言われておまして、そこで改めて再度担当者に聞きますが、昨年度のこの認知症対策、それなりに項目立ては一部出ていますが、体系的な、総括的な中身で結構ですので、お聞かせ願えたらと思っています。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この認知症に対する対策ということですけども、この認知症については、本当に重要な課題であるというように私どもも思っております。

まず認知症に対しては、考え方としまして、認知症にならない予防の部分と、そして認知症に

なられた後の介護サービス等の支援の部分、そしてやはり町民の方に認知症とはどのようなものであるかということを知っていただくという、こういった啓発の部分ということで、3つの筋立てがあろうかというように思っております。これに対して、町のほうとしてもいろんな事業を実施してきております。

福祉課の取り組みとしては、住民への周知ということで、認知症になった方への周知としましては、認知症のサポーター養成講座というのがございます。これは認知症をご理解をいただくために認知症の方の応援者になっていただくという取り組みでございまして、町内のこの要請をしていただく方、キャラバンメイトと言われる方が、約80名の方がおっていただくんですが、この方が各区であったり、またことしについては小学校3年生の子供たちもそういったサポーター養成講座を受けていただいているんですが、そういったことで研修等に活躍をいただいております。そしてこの方々の活動によりまして、平成20年からこのサポーター養成講座を行ってございまして、平成23年度までの4年間で、与謝野町では1,400名の方の認知症のサポーターの方ができました。研修を終えていただきました方については、私いつも下げておるんですが、このオレンジリングというものをお渡しして、これが支援者であるよ、サポーターであるよというしるしとしてお配りをさせていただいております。

次に、認知症になった場合の介護保険サービスについては、今までから報告をさせていただいておりますように、認知症のデイサービスでありますとか、またグループホームなんかの施設がございまして、グループホームでは、明石にあります「ふれあい」、また三河内にあります「グループホームよさの」、それから四辻にあります「グループホーム芳寿館」ということで3つの施設がありまして、合計45名の方がそこでご利用になっております。

そのように、認知症対策についてはこの予防も大事なんですけども、そういったことで住民の周知と、それから介護保険施設サービスの充実ということで、そういった施設の指定もあわせて町のほうで指導しておりますので、私のほうからはそういうことで報告させていただきます。

なお、予防の部分については、福祉課と保健課とタイアップでやっておりますので、予防部分については保健課長のほうから報告させていただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） それでは、保健課が所管しております認知症の予防のための教室等の紹介をさせていただきます。

決算参考資料の200ページでございまして、介護保険の特別会計の概要をまとめております。この中で、介護予防の特定高齢者の施策事業、その中で、これにつきましてはチェックリストによりまして特定高齢者となられた方について予防教室等で事業を行っておりますが、その中で物忘れ予防教室でございまして。実績は、平成23年度14名と、昨年度の平成22年度の106名に対して少なかつたわけなんですけども、少しこの「物忘れ」というネーミングが嫌われたといひますか、感じがよくないということもあるのか、一般高齢者の施策事業で「脳トレ教室」というふうな形でネーミングを変えまして、それによりまして平成22年度の623人の実績に対しまして、平成23年度878名というふうに大幅な教室の参加を得ております。

教室の内容としましては、認知症予防のための脳機能の活性化、それと回復をねらいとした教室でございまして、実際指遊びでありますとか、リズム体操、言葉遊び等を、それから太鼓の練

習等で体を動かす内容となっております。

それから出前講座ということで、各地区の老人会の方から依頼が多くございます。中でもテーマとして健康づくりでありますとか、認知症予防についてもたくさんいただいております。そういった中で、保健師が講師となりまして、ふだんの生活の中での認知症予防のための講話、また先ほど申しました実技で指や体を動かす運動というふうなことで、実際老人会等に出向きまして、各地区で実践をさせていただいておるということで紹介させていただきます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

一般的には、我々はずっと昔の認知症、いわゆるぼけとかいろんなことで言われてきた経過がありまして、この点では非常に発展がありまして、かつて人間の尊厳を冒すような介護もされてきた経過があって、今でも一人一人の人間を大切にしていこうという、こういう思いのある介護によって本人自身の力を最大限引き出すと。それで尊厳を保ちながら暮らしていくことが決して不可能ではなくなった時代を迎えた。不可能でないという時代を迎えているというのがいろんな資料なんかでも、最近の本なんかでもそういうことが指摘をされています。

この点で、担当者から見た今のいわゆる認知症対応の問題で、どういう課題というか、変化も含めてお考えになっている点があったら伺いたいと思うんですが。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この認知症に対する分の問題とか課題なんですけども、実際、認知症になられた方がひきこもりをされるということで、もう家の中へ閉じこもってしまうというのが一つ問題があるかなというように思っております。その方々をどのように社会参加をしていただくのかというのが、これが課題ということになっております。

今、保健課長のほうから答弁ありましたように、この認知症の予防教室なんかも町が実施をしておりますし、また、福祉課サイドでは各地域での高齢者のサロンの支援をさせていただいたり、そして老人クラブへの支援もさせていただいております。10月17日には野田川地域ではシルバーオリンピックなんかも開催されるということをお聞きしておりますので、こういった場所に足を運んでいただいて、人中をしていただく取り組みというのが一番大事になってくるかなというように思っております。そういったことで、本人さん自身もそういったところに出かけていただいて、人と話すことによって脳を活性化をして認知症を防ぐ、また進みを緩やかにしていくということが大事になってきております。そのように出てきていただきやすい制度的なことやら、またお声かけを町のほうからさせていただかなければならないかなというように思っております。

しかし、町のほうが全てできることではございませんので、先ほど申し上げましたように、地域住民の方の啓発活動もしっかりと行いながら、地域で支えていただくということも地域の方によりしくお願いしたいと、このような取り組みを実施していきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ありがとうございます。

それで、次に今認知症の問題で非常に対策も勢力的にされかけて始めているんですが、予防研究も私が読んでいる資料ですとかなり進んでおりまして、特に先進地の欧州あたりからの教訓と

いうんか、引き出し方とか、特に日本の場合は非常に最先端行っていますから、高齢化率がね、そこでの研究、分析なんかいろいろな学校の大学の研究室あたりで進められておまして、ぜひこれらも大いに今後生かしていただきたいなと思っています。

それで、次に町の保険料にかかわる問題で質問をさせていただきたいと思っています。一般質問でも一部触れましたけれども、多くの高齢者の家庭というのが非常に家計は厳しくて、暮らしは大変な状況になっているということです。この間、全国的な数字で見ますと、老齢国民年金の受給者、これが2,542万人、そのうち基礎部分だけの受給者が3分の1、829万人、830万人ですね。その平均受給額というのが4万9,000円なんです、月に。4万9,000円。無年金者は118万人。政府資料でも、年金受給者の4割が年間100万円以下なんです。このうち、女性受給者が65%を占めていると言われています。まさに、この間大きな問題になっている生活保護受給者の水準以下の状態で暮らしているというのが今の現状だと思います。政府も大体数字で認めているんです、これは。ただ、ちゃんと対応をしていないというだけで。生活保護基準の引き下げ問題が今大きくなっていますけども、これをやるとまた悪循環になるんですね。例えばどういうことに影響するかというと、皆さんよく知っているかと思うんですが、住民税の課税、最低限や、それから就学援助、公営住宅の家賃、保育料や国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の窓口負担の軽減、減免、また最低工賃など、広範にわたって大きく影響することになるわけです。ここが問題なんです。先に自公民の3党で合意されて、社会保障と税の一体改革関連法案には消費税の増税はあったわけですが、それ以外に生活保護費の見直し問題も指摘されているわけでありまして。含まれている。こうしたもとで、3年ごとに上がることになる介護保険料の負担もお年寄り世代にとっては大きな負担になっているということを指摘しなければならないと思っています。高齢者にとって収入の頼みの年金がじわじわ減る一方で、介護保険料だけでなく、後期高齢者医療保険料の値上げ等々が、そのほか租税の負担もどんどん、公共料金も上がっていると。年々苦しくなっているというのが実感なんです。

ここで課長にお伺いしたいと思います。京都府下で最低の所得クラスと、最低クラスだと言われている住民所得のこの町、与謝野町で、しかもその中でもより低い所得の年寄りのこうした実態を数字でもつかんでおられると思うんですが、どのように考えているか、課長お伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 議員ご質問の低所得者対策です。これは一般質問でも聞いていただいておまして、副町長のほうから答弁をさせていただいた内容がたくさんあるかというように思います。

私のほうからは、この決算資料の205ページを見ていただきますと、この205ページには介護保険料の段階別の人数を示しております。この表では、第4段階というのが基準額がありますけれども、そのうち特例段階という段階を設けておまして、これはご家族の方が住民税非課税で、そして本人さんが80万円以下の年金しかない方というのがございます。そこ以上といいましょうか、それ以下の所得の方をずっと積み上げてみますと56.27%になります。この割合のどこをずっと上から4つを足し上げますと56.27%ということで、与謝野町内の65歳以上の方については56%の方が80万円以下の年金で生活をされておるということで、本当に大変な所得の低い、大変な状況であろうというように町のほうとしても理解をしております。

そういったことで、こういった介護保険の保険料の負担が今後、平成24年度から第5期の保険料の見直しで改正をさせていただきまして、若干の引き上げをさせていただいたということなことであったりしますので、実際にサービスを使っていたときには当然1割負担をしていただかなければなりません。そういったことで、保険料負担と、1割負担と、本当に大変な状況になってこようかというように思っております。

そういったことで、この介護保険制度がその負担に耐えられずに、実際あってもサービスが使えんような介護保険制度であってはならないなということは担当課としては思っております。そういったことで、若干その低所得者に対するいろんなことも準備されておまして、先ほどの保険料の中を見ていただきますと、やはり収入の少ない方については金額の半額であったり、そういった保険料も低い金額にさせていただいたり、また個人のサービスを利用された負担金についても上限を設けておまして、もうそれ以上の負担はしなくてもいいと、このようなサービス利用面でも若干ございますけれども、申しあげましたように、なるべく使いたいサービスが使えるような状態になるのが私はもう介護保険制度であろうというように思っておりますけれども、なかなか今の状況としては厳しい方もあろうかというように理解はいたしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、課長の答弁の中にも、いみじくも幾つかのいわゆる深刻な低い所得の方に対する対応もお話がありました。時間がありませんので次にまたしますけれども、最後にお伺いしておきたいと思えます。いろんな町は最大件の努力をしていると。その一方で、高齢化がどんどん進むと。介護保険サービスも充実せざるを得んというのは、この間の諸施策も含めて大変な財政的な負担がどんどん来ると。しかし、国の負担の基準ではとてもやっていけないというのが現状ではないかというふうに思うんですね。

簡単に言います。この間、何回かこのことは知っとるんですが、再度課長にお伺いしたいと思います。町の会計がもたない、介護保険会計がもたないというのは大きく言ってどういうふうに考えたらよろしいですか。町民にわかりやすく説明してください。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 町の会計がもたないということなことでございますけれども、少し介護保険制度の仕組みをわかりやすく説明させていただきますと、この介護保険の財源内訳と申しますのは、実際に使うサービスが丸い円がありましたら、この地域支援事業という一部を除いて、公費が半分、国・府・町が半分、それからあと残りが40歳以上の保険者と65歳以上の保険者で半分をもつと、このような流れになっております。そういった財政の仕組みになっておりますので、利用の介護保険サービス料がどんどんとふえていきますと、それに伴って当然行政負担もふえるわけなんですけれども、65歳以上の保険料もふやしていかざるを得ない、このような仕組みに現在なっております。そういったことで、いろんな施設サービスをどんどんふやしていけば、その給付費がどんどん膨らんでいく。だからそれに伴って65歳以上の負担も膨らんでいくと、このような基本的な流れということになっております。

しかし、これは申しあげましたように、与謝野町では特に所得の低い方々が多い中で、どんどん膨らませていって、ここの65歳以上の保険料をいただこうと思ったら、やはり低い方からでも金額を、保険料を上げさせていただいて、この財政をやりくりをしなければならぬという仕組

みになっておりますので、そこが問題であると私どもも思っております。従来から、町長のほうからの答弁を求められたときにも、町長が申し上げておりますけれども、公費2分の1負担というところがやはり公費2分の1、それから保険料2分の1というこの仕組みをもう変えていかない限り、この負担はどんどん上がり続けるというのがございます。そういったことで、国に対して国の負担率をもっと上げてもらって、保険者のほうの負担率を下げてほしいという要望を今までから町長も行っておりますし、今後についても本当に真剣で、国のほうにこれはもう働きかけなければこの財政はもたない、またこの制度自体が私はもうもたないんじゃないかなというように危機感を持っておりますので、それは申し上げましたように、国のほうに町のほうから要望を申し上げたいというように思っております。

- 7 番（伊藤幸男） 第1回目の質問を終わります。
議 長（赤松孝一） ここで、11時10分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前11時10分）

- 議 長（赤松孝一） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
ほかに質疑はありませんか。
7番、伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） 皆さん質問がないということですので、もう一度与えられた2回目の質問に移りたいと思います。

1回目の質問の中でちょっと忘れたところがあったんで、指摘といいますか、述べておきたいと思っています。

認知症の問題で、私ずっと本を読んでいて、その本の中では九州の大牟田市の取り組みが非常に注目されているということで紹介されていきました。簡単に言うと、僕全部読んだわけじゃないんであれですが、全地域的、全町民的な規模で協働を大きく広げて、いわゆるサポーター制度の発展ですね、そして非常に町が町ぐるみでやっておられるというほどこの認知症問題というのは大事だということでしたので、ぜひ本町でも、今ずっとやって広げておられるということですので、そういう観点で大きくまちづくりに貢献できるような取り組みをしてほしいなというように思っています。

それでは質問に入りたいと思っています。先ほど課長の答弁で、要約すると、今の介護保険制度の負担割合のことも説明があつて、この仕組みを変えない限りもうもたないという、制度はもたないということは、もう少し具体的に言うと、どんどん保険料はこのままだと上がっていくという認識だと思います。この点で間違いございませんか。

- 議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、ご質問のそのようにこの給付費が膨らんでいくとその負担率もおのずと膨らんでいきますので、ここからほかの財源を入れるということはルール上できません。そういったことでどんどん膨らんでいくと、もう保険料を上げざるを得ないと、こういうことになります。

- 議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） そういう制度だという問題ですね。問題は、それではどうすればいいかということが財源対策の問題として今求められると思います。これからはその点に絞って触れたいと思

ます。

私、さっきの一般質問の会計の中でも触れましたけども、地方交付税など地方財政対策ではお金がない。財政がないからという理由で、政府は国民生活に密着した社会保障や地方自治体には金を出さない。それどころか、今は削ろうとしていると。しかも、その場でも取り上げましたけれども、国の言いなりにならない市町村の独自施策についてはペナルティーをかけるということをやっているわけですね。先日の京都新聞でしたけども、私、コピー持ってきたんで、ほかのところはちょっと持ってこれなかったんですが、京都新聞や、それからこれが東京新聞、それから沖縄の琉球新聞等などでこういうことを書いているんですね。要旨をいいますと、「国会で身を削る論議が出ている中で、そうなら」、飛ばすんですよ、「そうなら60億円ほどの議員定数削減よりも320億円もの政党助成金を廃止して」、今そういう動きあるでしょう、「廃止して、復興支援や国民生活に回したほうが効果があるし、そうすべきだ」という主張を地方紙では取り扱っているんです。こういう主張をしているんです。この介護保険制度だけでなく、国保会計でも、ご存じの水道事業についても、ほかの事業でもですが、こうした現状に置かれていると私は痛切に感じています。

副町長にお伺いします。政府は限界状態になっている地方自治体の財政の実情を無視した国の財政支援削減を行っているが、暮らしが本当に困った住民やお年寄り、どこまで我慢をさせるのかというのが私の実感です。この点での質問を副町長にお願いしたいと思っています。

そこで1点だけ、私この間気になっていることがあるので、これは参考にさせていただきたいんです。ここを答弁してもらえば必要ありません。私がこの国の無駄遣いがあると言えば、国は金がない言っているんですからね、そのことを言っているんです。国は無駄遣いがあるということとを僕が言えば、何人かの議員の皆さんから国のことを言うなど、こう言われます。本当にそれで町は救えるのかと。町の努力だけで解決できるのかと。全国でも同じような事態に直面しているんです。そこが、私はそうであるならその解決策である対案や解決案をぜひ私は教えてほしいと思います。私は出口がないと思います。今の制度は国の制度であり、拘束されているわけで、国が本気でそうならないとだめなんじゃないかと私は思います。今度の水道事業にかかわって意見書が準備されていますよ。あれは出口なしの状態ですよ、あれでも。このことについて、今冒頭に言った副町長にお願いしたい点です。どうしたらいいと考えているのか、どうこの点を考えているのか、率直に意見を聞かせていただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員からは、政党助成金とか国の無駄遣いの話とか、非常に幅広くご質問がありましたけれども、介護保険の関係に限って申し上げますと、先ほど福祉課長が申しあげましたように、介護保険も本当に非常に厳しい状況になっております。町民の民さんには、今年度介護保険の保険料の引き上げをお願いすることとしました。さらに後期高齢者医療制度につきましても、今年度値上げをお願いしたところでありまして。町内の高齢化率も、ずっと合併以来28%、29%でずっと推移しておりましたけども、いよいよこの7月に30%の大台を超えて、30.03%まで上がってまいりました。このように、町内の高齢化率も非常に年々高まっています中で、介護保険、それから後期高齢者もそうですけども、もう財政が立ち行かないという状況が出てきております。

この間、町長も申し上げたかもしれませんが、介護保険制度につきましては京都府の町村会を通じて、あるいはいろいろな機会を通じまして、このままではもう立ち行かないということで、制度の根底、先ほど5分・5分の持ち分という話がありましたけども、そのことも含めてもう制度の根幹、システムそのものを見直すこと、これを国のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今おっしゃっている意向は、全国町村会でも声を上げ出しています。この制度ができたときから、この問題はほぼ同趣旨の決議を再三にわたって出しています。これは国保でも、後期高齢者医療でもこういう制度であるということを議長会等々でも、それからいわゆる6団体もそういう意向の決議も出しているわけですね。ですから、ここにこそ大きな諸悪の根源があるというのが私の見解です。

問題は、いわゆる今大事なことは、私は議会もそうなんですけども、意思表示をきちっと国にすると、これは。お任せの団体に任せるんでなくて、おのおのの自治体も意思表示していくということが大事だと思います。それともう一つは、逆に言えば、町民がそういうことが非常に閉鎖された情報の中ではわかりにくいですよ。その全ての苦情が窓口に行くんです、皆さんの。そうでしょう。それを体験されているはずですよ。それをきちっと料理できないから、国のことも府のことも全部窓口はここで受けるんです。このことと関係をきちっと説明しないと、問題は前進しないということを上げて、一層の努力を期待して終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第100号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第100号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第4 議案第101号 平成23年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第101号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに、賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第101号 平成23年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第5 議案第102号 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、野村議員。

1番(野村生八) それでは、平成23年度の国民健康保険特別会計の決算について、保健課長に質問いたします。

本決算のもとになる平成23年度の当初予算について、石川診療所の予算は除いて、国保の事業会計のほうについて反対の討論もして、そういう態度をとらせていただきました。その理由は、国保税の引き上げ、ここが最大の理由でございます。

そこで、まずこの平成23年度国保税がどのように引き上げられたのか。そしてこの引き上げによって保険税がどれだけふえたのか。このことについてお伺いします。

議長(赤松孝一) 泉谷保健課長。

保健課長(泉谷貞行) お答えいたします。

平成23年度当初予算に係ります国保税の改定につきましては、平成23年の3月議会で条例改正をお世話になっております。その条例改正の時点での改正アップにつきましては、全体で1人当たり10.15%のアップ、金額で6,949円のアップをお願いいたしました。そういった中で、平成23年度に入りまして決算状況で申し上げますと、国保税全体といたしまして、平成22年度に比べまして約3,500万円の増となっております。1人当たりの決算ベースでの金額で申し上げますと、平成23年度の決算額が1人当たり7万8,927円ということで、平成22年度に比べまして8,441円、率にしまして11.9%のアップという状況でございます。

議長(赤松孝一) 野村議員。

1番(野村生八) この3,500万円というのは、いわゆる所得が減ったり上がったりすることによっても保険税の額が変わるわけですが、それらを考慮した場合に、純粋に引き上げによってふえた額というのがわかりましたら、再度お聞きいたします。

議長(赤松孝一) 泉谷保健課長。

保健課長(泉谷貞行) 先ほど税率改定のお話をさせていただきましたが、平成23年度に入りまして賦課をさせていただく中で、新しい年度に入っただけの所得で再計算をさせていただきました。それと、

被保険者数の減等の要素もありながら、先ほど決算ベースで3,500万円の増と申し上げております。その中で、現年分といたしまして約3,000万円の増でございます。これが税率アップによります決算ベースでの比較増ということでございます。あと、500万円につきましては滞納繰り越し分の増でございます、税機構等の徴収によります効果で500万円増となっているということでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この当初予算の答弁の中で、この値上げの原因が医療費の大幅増加ということが中心ではないということを述べておられたと思います。この平成23年度の決算内容を見ますと、医療費かなりふえているのではないかとこのように思えます。当初予算ベースでも前の年よりもふやしてあって、それが決算段階でさらにふえているのではないかと。その大きなものが高額医療だということに思うんですが、この医療費の平成23年度の状況について、課長はどのように分析をされておられるでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 国保会計で大部分を占めますのが保険給付費、すなわち医療費の動向によるものでございます。平成23年度におきましては、全体といたしまして、平成22年度と比べまして9,980万円、約1億円の増というふうになっております。率にいたしまして5.26%の増でございます。内訳といたしまして、療養諸費ということで一般の療養給付費でございますが、それは3.4%の増ということです。高額療養費につきましては、決算ベースで4,000万円の増となっております、率にしまして19.65%の増ということで、高額療養費が大幅に伸びているという状況でございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この平成21年、22年にかけて、全国の多くの自治体で、この近隣の自治体でも国保税が大幅に、16%とか20%とか引き上げがされているという、そういう実態についても当初予算のときに指摘をしながら質疑をさせていただきました。結局、個々の自治体の問題、個々の保険者の問題ではなくて、この国保会計制度そのものにこういう大変苦しい、引き上げざるを得ない実態があるということが、それでも明らかだと。答弁の中でも前期、後期高齢者医療への負担だとか、退職者医療制度の変更だとか、いろんな中で負担がふえてきているという答弁がされたというふうに思っています。

それで、反対をしましたので、その後どうなったのか決算がということが非常に気になっていたわけですが、当初予算では5,000万円の基金繰り入れをするという形で予算が組まれました。先ほど言いましたようなことで、当町でも大変になるということが多分わかっておられたということで、この平成23年度の前の年度末ぎりぎりですかね、1億円の一般会計からの繰り入れもして、引き上げにならないようにできるだけ抑えていく努力もしていただいたという経過もあったというふうに思います。それでも、なお10.15%のアップを提案せざるを得ないという実態というのは、いわゆるそういう国の保険制度、国保会計制度そのものに原因があるということだったと思います。

それで、そういう形で提案されましたが、5,000万円の基金の繰り入れをしなくても済むという決算内容、さらに4,000万円、前年度からの繰り入れも300万円ぐらいしかなかった

たわけですから、4,000万円近い黒字が残った。基金への半分繰り入れて、次年度へ繰り越しが半分できる、2,000万円ずつ。それら合わせて、大きな当初予算では心配されていたことが大きく変わって、この結果から言えば引き上げをしなくても何とか乗り越えられたというふうに思えるんですが、そういう、全体として課長はどのようにこの決算内容を分析をしておられるでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

決算書の525ページに実質収支に関する調書をつけております。これによりますと、議員が先ほどおっしゃいましたように、実質収支額として4,087万2,000円の黒字ということでございます。そのうち2分の1を繰り越して、2分の1を平成24年度財政調整基金に積み立てをさせていただくという決算の内容でございます。

そういった中で、平成23年度当初予算を組むに当たりまして、平成22年4月ごろでしたか、理事者と会議を持たせていただきました。先ほど議員も申されましたように、平成21年度ですか、一般会計から1億円を支援していただくなど、何とか国保税率を改定しなくてやりくりをしておりましたが、今後の国保会計の安定的な運営のためにはというふうな協議を持たせていただきまして、まず財政調整基金の投入、それから一般会計からの支援、そして年次計画によりまして税率を改定していく中で、これらをバランスよく取り入れながら予算編成をしていくという方針を出させていただきました。そういった中で、平成23年度の予算編成をするときに、医療費を見込む中で、この医療費を見込むのが大変不透明で難しいところではあるんですが、財源としまして、先ほど申しました約10%税率のアップをお世話になる、それから一般会計から3,000万円の支援をしていただく、そして財調基金から5,000万円を繰り入れるというふうなことで何とか平成23年度当初の予算が組むことができたということでございます。

そういった中で、年度に入りまして、年度が進む中で申し上げますと、医療費が先ほど申しましたように9,900万円、平成23年度大幅に伸びているというふうなことから、療養給付費負担金、これは国から34%の率で補助をいただくわけなんです、医療費がふえた分に係りまして増というふうになっております。それから前期高齢者交付金ということで、これは平成20年度から、65歳から74歳までの医療費を対象にして保険者間調整の上交付されるものですが、これが約8,400万円増というふうになっております。それから共同事業交付金といいまして、高額医療費の交付金でございますが、これが6,700万円の増ということでございます。そして繰入金につきましては、法定繰り入れのほか、先ほど申しました一般会計からの臨時財政支援分の3,000万円等々を入れまして、歳出での差し引きをしますと、当初5,000万円を基金として繰り入れなければならない、また補正でも4,000万円の基金を投入して財源補填しなければ決算は打てないのではないかとという危惧が、決算を立ててみますと、逆に、今4,000万円の黒字になったということでございます。

そういったことから、平成23年度で使い切る予定であった財調基金が、逆に繰り入れをしないで済み、平成24年度当初におきましては1億1,800万円が丸々財調基金として残ったということございまして、これは今後の国保の運営について大変ありがたい結果であるというふうに認識しております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、答弁された内容というのは、この間、この国保のかかわる制度がゴロゴロ変わって、どういうふうになっていくか見通しが非常に難しい、前にも指摘しましたが、状況があります。例えば医療費がふえて、その分の補填というのも後から来ますし、所得が減った分の補填も後から来るといふようなこともありまして、非常に難しい中での運営を努力していただいております。国の制度がこんだけ安定しないということで大変だろうと思うんですが、基本的には、先ほどから言っていますように、国が負担を半分に減らし、京都府も補助を大幅に、ほとんどゼロにしてきているという、その分を保険者に保険税としてかぶせざるを得ない、そういう立場の課長としては運営をせざるを得ない、そういう中で努力せざるを得ないということだろうというふうに思っています。

そういう中で、平成23年に続いて、平成24年度についても大幅に引き上げをせざるを得ないということで提案されて可決された。これだけ上がってくるということになりますと、本当に払えないという、こういう実態になってくるだろうと思います。それで気になるのが滞納の実態です。この平成23年度の引き上げによって、いわゆる徴収率がどうなったのか、平成24年度さらに引き上げられて、現在徴収率の前年度と比べてどうなっているのか、こういう点についてはどのようにお考え、把握されていますか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 収納率についてのご質問でございます。平成23年度決算ベースでの平成22年度との比較で申し上げますと、平成23年度が、現年分が93.05%でございます。平成22年度が93.78%でございます。三角の0.7%の減というふうになっております。

それで、平成24年度についてもお尋ねでございました。平成24年度、先ほど税率改正のお話も出ましたが、平成24年度の編成におきましては、平成23年度、約10%の改定をさせていただいたというふうなことで、2年連続ということもございましたので、被保険者の方の負担等も考え、1人当たり約4%というふうな形で、若干上昇の抑制は図らせていただいております。それで現時点での、平成24年度現年分の収納率でございますが、8月末の時点で、平成23年度が30.34%、平成24年度が31.26%ということでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 再度お聞きしますが、先ほど言いました、結果から見れば当初予算ではそういうことが見通せないというのは非常によくわかるわけですが、結果から見れば、引き上げをしなくてもやれたと、努力していただいてもやれたと。この税の引き上げによって約3,000万円、保険税がプラスになった部分を差し引いても5,000万円以上黒字になっているのではないかと、引き上げしなくても、というふうな決算ではないかと思っておりますが、この点についてのお考えと、それから先ほど言いましたが、平成24年度当初で1億1,800万円の基金が積めたと。5,000万円減るところが、5,000万円使わずに2,000万円積み上げられたわけですから、正反対になったわけでありがたいことなんです。このことによって、今後の国保の運営というのは、具体的にどういうふうな運営できるというふうになるのか。平成24年度大幅引き上げをされたわけですが、現状の医療費の見込みと、平成25年度について、こういう平成23年度の決算内容から見てどうなっていくのか、新たに負担がふえる部分があるのかないのか、

わかっておりましたらお聞きをしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 平成23年度の決算状況を見ますと、議員おっしゃいますように、結果的には税を上げなくても黒字になっているというふうな結果になっているかとは思いますが、ただ、国保会計は平成23年度で終わるわけではありません。今後永続的に運営していかなければなりませんので、単年度だけで結果として見るのではなくて、やはり継続的に安定した運営ができるように、基金も毎月の医療費の請求が1億5,000万円ほど参ります。そういった中で、運転資金として基金もある程度プールしておかなければ運営自体が資金上でもできないというふうなこともありますので、一定基金も残しながら運営していかなければならないというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、平成24年度に入りまして、先ほど大幅なアップと申されましたが、抑制させていただいて約4%のアップに抑えさせていただいております。1人当たりの金額にして2,177円でございます。そういった中で、平成24年度賦課をしますと、基準所得も減少しておる、そういったこと、それから被保険者も前年度に比べて400人近く減少しているというふうなことから、保険税も2,000万円からの収入源というふうな見込みを立てております。

それと、歳出のほうでは、先ほど平成23年度療養給付費交付金が国の補助金が大幅にふえたというふうなことを申しましたが、清算によりまして翌年度に清算することになります。その金額が国庫への返還金として3,760万円返さんなんというふうなこともございまして、そういった補正を今後の平成24年度の補正予算の中で計上していかなければならないというふうな見込みを立てております。

したがいまして、基金も先ほど1億1,800万円と申し上げましたが、先ほど申しましたこれらの国保税の減、それから歳出の療養給付費、保険給付費を含めました返還金等の要素、そういったことを加えますと、早晚基金もなくなってくるのかなというふうな思いを持っておりまして、今後保険給付費、医療費の動向を見ながら持続可能な運営ということでやっていきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） もうこの国保税は、やはり町民の思いから言えば、もう負担の限界を超えているというのが全国の声です。そういう意味では、国の制度でゴロゴロ変えられる、いわゆる給付も減らされていく、国からの補助も減らされていく、そういう大変な中で努力してもらわんなんわけですが、できるだけ、これだけだったらいいんですが、ほかにもいろいろ大変なんでご苦労ですけれども、この国保税は引き上げがされないような努力を今後も求めておきたいというふうに思います。

先ほど言われました3,700万円の今からの負担があるということを見越しても、平成23年度決算は結果として引き上げなくてもさらに黒字は残るという内容だったというふうに理解をしました。そういう点では、こういう決算、引き上げが含まれた当初予算に反対しましたし、この内容の決算については賛成できないということを表明して、質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、国保特別会計について若干質問をいたします。

大きな分については、ただいま野村議員さんのほうから全体の流れ等についてもありましたので、若干細かい部分に入りますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、私がかねてからこの一部負担金につきまして、これをこれだけ所得が厳しい中で、もう少しこの制度を、実際に国が認めているわけですから、活用するべきではないかということを経前から申し上げてきたんですが、平成23年度についてもこの活用はなかったということですね。

この一部負担金について、実際にそういう対象者が本当はないのかどうか。あるいはこの制度自体をできるだけPRしないようにしているのかどうか。そここのところは課長どうですか。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 一部負担金減免につきましては、平成22年度におきましては実績がございましたが、おっしゃいますように、平成23年度については実績はございませんでした。

町としましては、一部負担金減免の内規を持っておりまして、それに準じて行っておるということでございます。それから積極的にPRとはなかなか申せませんが、決して情報を隠しているとかそういったことではなく、制度としてありますので、機会あるごとに広報紙などでも紹介はさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 実際に生活保護にまで行けない。しかし、今はどうしてもこの医療機関にかからんなんと、こうした方があるわけですから、ぜひともそういった説明を十分にして、この制度が活用できるようにお願ひをしたいと思います。

次に、平成22年度の改正で、非自発的失業者の部分がございましたね。本町の場合、この平成23年度、この対象者がなかったんでしょうか。このところをお願いします。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 平成22年度から非自発的離職者の方の軽減措置といたしまして、給与所得、一定の要件があるわけなんですけど、給与所得を70%を軽減するというふうな措置がとられております。その中で、平成23年度におきましては合計で76件対象がございまして、軽減措置をとらせていただいております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） そうしますと、この76件のトータルとしての軽減額、これがわかっておりましたらお願ひしたいのと、それから、先ほど来、野村議員さんからもかなり社会保障との絡みやいろいろお話ございましたが、最近の国保の資料を見ておると、いわゆる今までの国保というのは相互扶助という仕組みから、いわゆる社会保障としてこのことをとらまえておられる自治体というのがかなりふえてきたと思っているのが、うちの場合、どういう方向を、課長目指しておられると。国保の運営委員会も含めて、どういう議論になっているのか、そここのところをお願いします。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） まず1点目の非自発的失業者の方の軽減でございますが、2カ年の措置がとられるということで、平成22年度対象の方、それから平成23年度からの対象の方、合わせて76件と申し上げました。そういった中で、所得としての70%軽減されております合計金額が

約7,400万円でございます。それと、それに伴います所得割の減額としまして、合計で670万円でございます。

それから、相互扶助、社会保障というふうなご質問がございましたが、国保の運協での協議はというふうなこともございましたが、特にそれについて協議をしたというふうな経過はございませんが、私が思いますには、国保につきましては国民皆保険ということで、最後の砦というふうなことを言われております。そういった中で、加入者の方が互いに支え合いながら運営されていくものというふうに認識しております。相互扶助というのが基本ではないかというふうに考えております。社会保障ということにつきましては、もう少し広い範囲で、医療でありますとか、年金、介護、そういった社会福祉としてのサービス給付というふうなとらまえ方をしております。したがって、国保については相互扶助が基本であるというふうに私は認識しております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、これちょっと税務課長の部分に係るかわかりませんが、いわゆる平成23年度の国保の収納状況を見ますと、収入総額が5億8,430万2,000円ということで、調定額に対する割合は71.7%ですね。この状況を見てみると、いわゆる地方税機構での過年度分の収納がかなりふえたという理解ができるのではないかと考えております。それで国保連合会の資料を見ますと、大体今5世帯に1世帯が滞納しておるといった状況だといった資料に載っておったものを見たことがあるんですが、うちの町の場合、この加入世帯の、大抵現在、地方税機構にでも大変な滞納の額の半分は国保税ですね、今、地方税機構の資料を見ますと。そうしますと、うちでも大体加入世帯の相当数が滞納になっているのではないかと思いますけども、割合でよろしいんで、どのぐらいの割合が滞納になっているかなということだけお願いします。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 滞納世帯について把握しておりますので、私から答弁させていただきます。

数字で申し上げまして、国保の滞納世帯につきましては464世帯ということで承知しております。それで、全体としまして約11%程度というふうに認識しております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 4,100世帯が加入世帯と認識しておりますので、大体10%余りということだと思います。

それで、あと1点、この地方税機構の関係でお願いしたいんですが、非常に滞納が、世帯はみな一生懸命払ってもらおうということが大変なんですけども、その状況を聞いてみますと、本税が済むと、次に延滞税を取り立てられると、こういうおっしゃるんですね。それで、滞納している人から言えば、本税、本税、本税と取ってほしいと。それで延滞金は後に残してほしいという希望があるんですが、そここのところは、課長どのように聞いていらっしゃいますか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

国保の徴収状況はちょっとわかりかねるところなんですけれども、一般的に滞納者の方から税を納税していただくときに、本税をまずいただきます。本税をいただきながら、最後は延滞金というのを計算しますので、延滞金をいただくということになりますんで、基本、地方税機構のほうも同じスタンスといたしましょうか、考え方でやっつけていただいていると思います。ただ、個別案件

になりますと、もしかすればあるのかもわからないということで。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 課長のおっしゃるの、私わかる。ただ、何年も残していっしゃる方あるんですね。何年間か残してある。この場合、本税、延滞税と、こう取られますと、本税は14.6%かかっていますから、どんどん延滞金かかるんですね。だからその延滞金は置いておいて、例えば平成22年度のが残っていたとしましょう。本税を取ってもらったと。そしたら延滞金は置いておいて、平成23年度に分から払いたい、あるいはもう払いたいと、こういうふうにおっしゃっておりますね。そこのところはよく研究をしていただいて、できるだけ今の民法の規定でもそういう規定もありますんで、ぜひとも地方税機構と話し合いをしていただきたい。こういう要望があったということをお願いします。

それではもう1点だけ、最後に課長に質問します。

以前からこのレセプト点検に、今月も5万円ほどの支出が出ておりますが、このレセプト点検の効果というのは、平成23年度ではどのように評価されておるのが1点と、もう1点、ジェネリック医薬品ですね。後発医薬品についてかなり宣伝をしてきましたね。これの効果というのをどういうふうに課長のところでは読んでいらっしゃるか。この2点にお答えいただいて終わりにします。お願いします。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問ですが、レセプト点検での効果という1点目のご質問でございますが、以前は与謝野町と伊根町で臨時雇用としてお願いしまして、紙ベースでのその点検をさせていただきました。そういった中で、ちょっと資料手元にはないんですが、平成20年度、21年度当時の効果で400万円なり500万円の効果があったというふうに承知しております。

現在は国保の総合システムができたというような関係もあって、レセプト点検は国保連合会のほうに委託しております。

1 5 番（勢旗 毅） 賃金の支出もありますね。なかったですか、この中に。

保健課長（泉谷貞行） 年度の途中、8月ぐらいまで女性の職員の方にお世話になった分で、それから国保連合会に切りかえたということでございます。

それとジェネリックの取り組みなんですが、与謝野町国保といたしまして、ジェネリック医薬品のカードを平成22年5月に被保険者の方対象に配布させていただいております。

なかなか利用促進というふうなところは判断がしにくいんですが、患者さん側にも新薬を好まれる方、それから処方される先生の考え方、治療法等もあるやに聞いておりまして、なかなか進んでいないというふうなことかなというふうな実感は持っております。

1 5 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 7 番、今田議員。お昼からよろしいか。

ここで休憩いたします。13時30分まで休憩します。

（休憩 午後 0時04分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

質疑はございませんか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） それでは、診療所の関係でお尋ねをしたいというふうに思っております。

丹後中央病院から医師の派遣をいただいて診療していただいておりますということなんですけど、かなり時間がたったといいますか、経過をしたんではないかなというふうに思っております。

診療体制はどのようになっていますか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

昨年、平成23年7月1日から、丹後中央病院から6名の医師によりまして勤務をいただいております。半日を単位としまして、月曜日から金曜日まで割り振らせていただいております。診療科としまして、外科、整形外科、それから内科、リハビリテーション科等多岐にわたりまして診療をお世話になっております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 平成22年と比較をしまして、患者数が5,986人。これ平成22年度です、資料に載っています。平成23年度が7,358人、1,372人増加しまして、率にして22.9%患者数が増加したと。それに比べまして保険点数、いわゆる収入ですね、診療報酬、これが5,291万9,000円、これ平成22年度です。平成23年度が5,939万8,000円、12.2%の伸びということになっています。

患者数は20%を超える伸びですけれども、それに比べて収入、保険点数が伸びていないということなんですけれども、これはどのような理由でしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 診療収入についてでございますが、先ほど今田議員のほうからおっしゃられました数字についてちょっと私どもが把握しておりますのは、診療収入合計でございますと、平成22年度が6,094万3,000円、平成23年度が6,829万8,000円ということで、平成22年度に比べまして735万5,000円の増ということで承知しております。伸び率で12.07%でございます。そうしまして、患者数につきましては、おっしゃられましたように、前年度比で1,372人の、伸び率で22.9%の増ということでございます。

それで、患者数の伸びに比べまして診療収入の伸びが比例していないというふうな趣旨のご発言だと思いますが、細かくは分析はできておりませんが、診療科によりまして点数がたくさん取れる診療科もあるというふうに聞いておまして、新しい体制では整形外科の先生も中心に診療していただいておりますというふうなことから、整形外科は外来では比較的点数は取れないと、低いというふうなことを聞いておまして、そのようなことが影響しておるのではというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） そうすると、診療報酬はなかなか今の診療内容では、伸びないのの一つは原因だということです。今、課長、私が申し上げたのは、資料の212ページ、これは保険点数の収入と、これで申し上げたんですけれども、決算書では、課長から今ありましたように700万円、735万5,000円、12%伸びていると。収入も12%で、保険点数の収入も12%。中身

の数字は違いましたけれども、伸び率としては大体12%ぐらいという意味でご理解をいただけたらというふうに思っています。

今の診療内容ではなかなかその点数が伸びない、収入がふえないということだというように思いますが、そうしますと、今のその診療されている患者さん、申し上げました7,300人ほど、これで大体手いっぱいの状態なのか、あるいは余力があつて、まだ患者さんを見られるような状況なのか、そこはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

先ほど各曜日、午前、午後で基本的に、1日お世話になっている先生もございますが、基本午前、午後で交代していただいて、診療科もかわるといふふうなことでござっております。その中で、例えば内科の先生でしたら、患者数もその先生目がけて来られる方がたくさんいらっしゃったり、また、一方整形外科のほうでは、比較的余裕があつて、ゆっくり患者さんもそう待っていただかなくても診ていただけるというふうな曜日も、それぞれ日にち、担当医によってありまして、そういう合計が先ほど申し上げました数字でありますので、先生によっては今のその決められた時間の中ではもう手いっぱいの先生もいらっしゃいますし、比較的余裕があるといひますか、そういった先生もあるというのが実情でございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 17番（今田博文） 診療科目によっていろいろとあるということなんですが、私が聞いたかったのは、平成23年度が6,800万円の診療報酬、収入ですね、診療に対する収入が入っています。大体、石川診療所としてはこの6,800万円ぐらいで今後も推移していくのか。あるいはもう少し7,000万円を超える、もっと8,000万円とか、そういうふうには診療報酬はふえていくような方向なのかどうか、そこを聞かせてください。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

今の状態ですと、なかなかこれ以上の診療報酬の見込みというのは立てにくいかなと思っておりますが、平成24年度、今年度リハビリ棟の増築をいたします。それで理学療法士が、平成25年度からになりますが、リハ器具を使いました外来でのそのリハビリテーションも展開していくことにしております。そういったこともプラスの要素と考えさせていただいて、どれぐらい伸びるといふふうなことはちょっと現時点では申し上げられませんが、今後についても何とか診療報酬をふやしていきたいというふうには考えております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 17番（今田博文） 一般会計からの繰り入れです。今まで合併してからずっとこの方、四、五年は大体2,000万円ぐらいの繰り入れ、赤字補填で推移をしてきたのではないかなというふうに思っています。ことしの決算では、備品等々、診療の機械ですか、そういう形も導入されて、それは別にしまして、赤字補填分で1,100万円ということで、2,000万円から比べるとかなり落ちてきたと、半分近くまで落ちてきたのではないかなというふうに思っております。これが診療報酬、診療収入はリハビリが開始すればもう少し伸びるのではないかなという見通しを今説明いただいたんですが、そうすると一般会計からの赤字補填、これについてもかなり期待できると

いいですか、もう1,000万円は確実に切るんだらうというふうに思うんですが、その見通しはいかがですか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

議員ご発言のように、平成22年度で申し上げますと、2,250万円の繰り入れをさせていただいております。その内訳としまして、施設の整備分が約270万円、赤字補填分が1,980万円、約2,000万円ということでございます。平成23年度におきましては、総額では2,950万円の繰り入れをさせていただいております。その内訳で、レントゲンでありますとか、電子カルテでありますとか、そういった整備を行いました。その額が1,750万円。したがって、赤字補填分は1,199万、約1,200万円ということで、赤字補填分だけの平成22年度比較しますと約780万円ほど改善されているということでございます。

そういった中で、今後につきましても一定の施設整備もしていかなければならないわけですが、赤字補填、一般会計からの支援につきまして、極力減らしていけるように歳出経費の中でも、経常的なものでも見直せるものがあれば細かなものでも削りながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 石川診療所は町営です。いわゆる公費が入っています。建物もそうです。それから中の医療機器も全て公費で購入されて運営されています。そうして赤字補填が1,000万円と、こういう形になっています。平成23年度は。民間の開業医さんを見ますと、全部自分で段取りをして、建物も建て、医療機器も購入しながら開業しておられます。最近はわかりませんが、数年前まで所得番付というのが載りました。今個人情報関係で載りませんが、ベストテンの中はかなりその開業医さんの所得が入って、10人のうち半分ぐらいは入っておられたのではないかなというぐらい、一般の方が見られたらお医者さんというのはかなりもうかるんだなというふうな目で見られておったというふうに思います。そうして自分で全て段取りをし、機械も購入し、人も雇いしながら自分の収入が上がるということは、かなりの収入があり、黒字経営をされておるといことだらうというふうに思っています。

ここと比べますと、かなりそういった部分で開きがあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、この石川診療所と民間の開業医との、どこが違うんでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 率直に申し上げまして、民間でのその経営状態を私自身が把握しているわけではございませんので、比較はできないということでご勘弁がいただきたいと思うんですが、歳出の中でも、この中で大きく占めますのがやはり人件費が多く占めていると思います。また、医療費の中でも薬剤費関係、これは患者数の増とともにふえていくわけなんですけど、多く歳出の中でも比率を占めているという状況の中で、その辺が歳入歳出と比較する中で赤字の要因になっているのではというふうに判断をしております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 人件費というのはどこでも要る科目ですから、それは余り理由にはならないのではないかなというふうに思っています。町の姿勢として、やっぱりその町民の健康を守らんなん、

あるいは受診機会をふやさんなんということで、診療所というのは必要だというふうに私も認識はしています。だけど、今申し上げましたように、民間と比べるとかなりの開きがあるんじゃないかなというふうに思っていますので、そこもぜひ一般会計からの繰り入れを極力減らすような努力というのは今後もしてもらわなければならないのではないかなというふうに思っています。そういうことに向けて、ぜひ努力をお願いしたいというふうに思っています。

それからもう一つ、管理体制についてお伺いをしたいと思います。これ、補正のときでしたか、職務の級ということで1級から5級まであるわけですね、級が。この5級の中に5名、この中の誰かがおられると思うんです。名前は聞かせていただけなかったわけですが。5級のところに、説明欄ですね、「参事または診療所の所長の職務、これは5級に相当する」と、こういう説明があるんですが、診療所の所長はこの中に入っていないということだったんで、5級の5名というのはこの中に全員おられるわけですね。診療所の所長がおられない、管理体制はどうなっていますか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

先ほども申し上げました、丹後中央病院から6名の医師派遣ということで勤務をお世話になっております。その契約といいますのが、半日単位で5万円の報酬を支払わせていただく。それとあわせて1回当たり3,000円の交通費ということが基本になっております。そういった形で契約を結ばせていただいて、勤務日数に応じて月々の報酬として支払わせていただいております。その6名の医師の中で、代表して1人の方に所長という形で、所長といいましても対外的に与謝医師会での調整でありますとか、そういったことを主にお世話になっておまして、所長としての手当とか、そういったものは一切発生していないということで、1名代表として所長という形で医師会にも上部団体にも届け出をさせていただいておるということでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 何人かの医師の方の誰か代表で医師会と折衝したりいう形で所長という名前を使っていたらということなんです、そうしますと、その本来の所長としての仕事、全体を見渡す、管理するといったような立場の方はおられないということでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

そのお願いしております所長の方に、例えば勤務体制での急診であったり、代診であったり、そういったその日の担当医がご都合が悪くなった場合等の調整も含めて代表して窓口になっていただいております。ということで、診療所の管理をしていただいとるということで認識しております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） そうしたら、全体のマネジメントですね。いわゆる例えば薬がなくなったら注文かけるとか、あるいは前もってこういう患者さんが見えられるからこういう薬なり、あるいは処置する物を準備しとかんなんとか、総合的なマネジメントは誰がやられとるんですか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

現場でのその医療事務等に係ります全体調整は、主任看護師であります職員が担って、医師と

の調整も含めてやらせていただいております。あとこの診療所会計、直診勘定での予算関係、予算の執行、管理等は保健課で主幹が担当して、診療所との調整をしながら運営をしているという状態でございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） それから、5名か6名の医師に来ていただいて診療をしていただいとということなんですが、町政だよりか何かでこの間見たと思うんですが、休診をされているというふうなことが、今ありませんか。

半日、医師不足により休診しますというふうなチラシをどっかで見たような記憶があるんですが、そういうことはないんですね。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

それぞれ割り振られた勤務日の中で、医学会への出張でありますとか、いろんな諸事情で休診なり代診ということがたまにございます。それと、現在お世話になっておりますその所長が体調を崩されまして、今月の頭から、火曜日、水曜日の午後なんです。現在代診の入れる日は調整していただいて入っていただいたり、どうしても確保できないときは休診というふうな形でそれぞれ対応をさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 休診というのは、患者さんにとっては非常に不便だというふうに思います。その辺も努力をいただいておりますというふうに思いますけれども、ぜひ休診日がないように最善の努力をしていただいて、患者さんが逃げないよという言い方はおかしいかもわかりませんが、定着して、必要な方はですよ、必要でなかったら来る必要ないんですから診療所へ、必要な方は診療所で診ていただくということで今後もお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

まず、反対の意見の発言を許します。

次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、議案第104号 平成23年度の国民健康保険事業特別会計の決算認定につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

国民皆保険制度ができてから半世紀以上が経過をした、こういうふうに思っておりますが、社会経済の構造は大きく変化しました。全国民の病院保障を行うという国民皆保険体制の基盤となる制度として国民医療を根底で支えてきました国民健康保険制度も、制度内に内在する構造的な脆弱さ、また近年の医療費の増向や高額医療費の増向、さらには高齢者の増加、そして厳しい地域経済の環境によりまして低所得者の増加や企業のリストラによる被用者保険からの流入の増

によります財政基盤が圧迫されるなど、非常に厳しい財政運営を余儀なくされていると思っております。国民皆保険体制の維持には国民健康保険制度の安定が不可欠だと言われますが、このような問題は、単に国保サイドのみで解決し得るものではなく、真の医療保険制度全般にわたりまして、利用者の立場に立った抜本的な改革がまだまだ必要だと、このように考えております。

さて、このような中で、本町の国民健康保険事業の平成23年度決算でございます。単年度収支におきましても、しっかりとした黒字になりました。しかし、これは決して国保の財政構造が改善をされたことでもありませんし、医療費の増加傾向に歯どめがかかったわけでもございません。加入者の保険料の納付環境が好転したためではありませんが、ほかの議員さんからも指摘がありましたように、値上げをしました効果、このことが一定の役割を占めておると、この評価はできると、こういうふうに思っております。しかしながら、これは住民の皆さんのそれぞれの汗の結晶ということであろうと思います。そのような状況の中で黒字決算になった。これがなぜかというふうに、まだ詳細な分析はいたしておりませんが、やはりこの自分の健康は自分で守るというスローガンが徹底をしてきた。そして住民健診をといますか、健康検診をはじめとするがん検診や、それから体力づくり、あるいは健康づくりの取り組みの成果がきょうの基盤になってきているのではないかなと、こういうふうに思っております。

国民皆保険のセーフティーネットとしての役割を果たす国民健康保険制度を存続させるためには、医療保険制度全般にわたる見直しや医療費の適正化、さらには保険者としての保険料収納対策などの自助努力が必要なこと、これは言うまでもございませんけれども、実態を見ますと、今後も繰入金による財政支援もまだまだ必要だと、このように思っております。一般会計の繰入金にも、しかしおのずからその限界があるということも事実でございます。今後とも給付と負担の公平を図るとともに、将来にわたり持続可能な安定的な医療保険制度の構築を目指して、制度の維持と保険料の抑制のために努力をいただきたい、このように思っております。国に対しての要望も引き続き欠くことができないというふうに思っておりますし、いずれにいたしましても、本町の国保事業の長期安定化及び健全化のため、今後とも引き続き医療費の適正化、あるいは先ほど述べましたような健康づくりの運動の推進ということで、一層の歳出の抑制に努めていただきたい、このように思っております。

あわせて、保険料収納率の向上によります歳入の確保ということは大きな使命でございます。一層の経営努力をお願いをしたいと、このように思っております。

以上をもって、賛成討論といたします。

議長（赤松孝一） 次に、本案に対する反対討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第102号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（赤松孝一） 起立多数であります。

よって、議案第102号 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第6 議案第103号 平成23年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第103号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに、賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第103号 平成23年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第7 議案第104号 平成23年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

ここで、奥野総務課長のほうより正誤表がございまして、お手元に届いていると思いますが、説明をお願いします。

奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) それでは、与謝野町の財産区の特別会計の歳入歳出決算についてでございますが、大変申しわけございません。きょう、正誤表といたしまして「誤」と「正」というふうにお配りをさせていただきます。「誤」といいますのは、皆さんに既に提案をさせていただいている内容ということでございます。それから「正」というものが変更させていただくといったことございまして、それについてご説明を申し上げたいというように思っております。

収入と支出額には変更は当然ございません。そうした中で、諸収入で雑入というところがございますけれども、加悦の財産区で収入をいたしておりました金額、これが32万6,909円というものでございます。それが、本来ですと財産の売り払い収入で上げるべきといったことございまして、その加悦の財産区の雑入で上がっておりましたものを、財産売り払い収入ということで不動産売り払い収入という項へ変更をさせていただきました。これにつきましては、3月の議会におきまして補正予算を組ませていただいて、歳入処理をさせていただいております。そうしたことで、大変申しわけございませんけれども雑入のままで上がっていたものを、不動産売り払い収入のほうへ変更させていただいたというものでございます。それに伴いまして32万6,000円の予算額の増加といったことで、予算現額を32万6,000円増加をさせていただいております。それに伴いまして、予算現額と収入済額、こういった比較の変更が上がってきているといったことでございます。

諸収入、雑入で上げていたものを不動産売り払い収入のほうへ変更を歳入でさせていただいた

ということをごさいますて、実質的な収入、支出には変更点はございませんので、よろしくお願
いしたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第104号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第104号 平成23年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定については、
原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8 議案第105号 平成23年度与謝野町水道事業会計決算認定についてを議
題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第105号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第105号 平成23年度与謝野町水道事業会計決算認定については、原案のと
おり認定することに決定しました。

次に、日程第9 意見書案第4号 簡易水道の上水統合に伴う財政支援を求める意見書（案）
を議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第3項の規定により産業・建設常任委員長から議長に提出され
ております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

意見書案第4号、平成24年9月10日、与謝野町議会議長 赤松孝一様
提出者 与謝野町議会 産業・建設常任委員会委員長 多田正成

簡易水道の上水道統合に伴う財政支援を求める意見書（案）

上記の議案を、別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。
以上です。

議長（赤松孝一） 提出者より、提案説明を求めます。

多田産業・建設常任委員長。

産業・建設常任委員長（多田正成） それでは、簡易水道の上水道統合に伴う財政支援を求める意見書（案）ということで朗読させていただきます。

現在、国では、平成19年度の簡易水道事業の国庫補助制度の見直しにより、一市町村・一水道事業を方針として、簡易水道事業の上水道統合が推進されています。与謝野町でも、国の方針に沿って平成28年度の上水道統合へ向け、老朽簡易水道施設の統合整備を進めているところがあります。まとまった水源がない上に、地形的条件も厳しく、効率的な統合が困難な状況であります。加えて、現在の補助基準では補助対象も少なく、財政基盤が脆弱であるために補助裏の事業費は全て起債に依存しているところがあります。このような状況では上水道統合による経営の効率化、安定化は図れず、むしろ莫大な公債費を抱えるため、水道料金の高額化が避けられない状況であります。

また、与謝野町水道の特徴として、簡易水道の給水人口が上水道の給水人口の約3倍を占め、統合後の経営を大きく圧迫することになっています。

簡易水道に係る交付税措置については、経営効率の悪さから生じる格差を是正するためのものであるのに、経営効率が悪い状態で上水道統合をしても、上水道の名のもとに交付税措置が減額されるだけで、格差是正は図れないのであります。よって、次の財政支援を強く国へ求めていきたいというふうに思います。

一つ目に、上水道統合前に簡易水道であった区域については、統合後も同様の交付税措置を堅持すること。

二つ目に、統合後の施設整備について補助対象範囲を拡大するとともに、補助率を引き上げること。

三つ目に、前2項は経営面、施設整備の両側から求めているものであり、特別交付税、一括交付金となってもこれを満たすものであることということで、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を国へ提出させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） それでは、意見書について二、三点質問をさせていただきます。

1点目のこの項目が3つありますね。1点目、上水道統合前に簡水であった地域、いわゆる野田川、加悦を差していますね、この与謝野町で言えば。統合後も同様の交付税措置、今までもらってた交付税、これは上水になっても堅持をして交付税算入をしてくれという意味ですね。これ、全国的にどうなっていますか。

議長（赤松孝一） それでは25分まで休憩しますので、産業・建設常任委員会の皆さんは議員控室へ集合してください。

今10分か。ごめんなさい。35分まで休憩します。

(休憩 午後 2時18分)

(再開 午後 2時35分)

議長(赤松孝一) 休憩を閉じます。会議を再開いたします。

それでは、多田委員長、先ほどの質問に対する答弁をお願いいたします。

産業・建設常任委員長(多田正成) まず、議員さんの質問ですけれども、全国的にどうなっているかという問題なんですけど、この問題は全国的に多分問題が起きておるんだろうなというふうに思っておりますけれども、この近辺では、まずこの要求をしていくのは当町がはじめてではないかなというぐらい、まだ運動が起きていないんですけれども、ただ、舞鶴市のように水道事業のほうが大きくて、京都市もそうなんですけれども、簡易水道が小さいところはいけるんですが、そうではない、うちの町は大変厳しいのは、簡易水道が、ここにも申しておりますように、給水人口に対する3倍のものが簡易水道になっていまして、そこが経営上困難なところでありまして、そこを是正するための今までは簡易水道制度であったんだろうというふうに思っております。

それと、交付税の問題なんですけれども、平成28年度に上水化しますと、簡易水道の給水人口分の交付税が全くカットをされてしまうということが懸念されておまして、それでは当町も厳しくなるばかりだということで、委員会ではこの要求をしていこうという話になりました。

議長(赤松孝一) それでは、今田議員。

17番(今田博文) この当町の現状を見てもみますと、いわゆる上水は、今、岩滝地域だけです。それを、加悦、野田川も上水にしなければならないという国の決まりがあるんですね。平成28年度には上水にしなければならないと。今、岩滝の上水から比べて、簡水でその水を得ている人口が多いと。だからそれを上水にされたら、上水になったら交付税もない、補助金もない、全部自前でやんなさいと、これが基本ですから。そうすると、この与謝野町は非常に厳しい水道会計、水道財政になるんだろうと。そのことを踏まえて、今までと同じように簡水であった地域は交付税をくださいと、こういうことが書いてあるんですか。

議長(赤松孝一) 多田産業・建設常任委員長。

産業・建設常任委員長(多田正成) 私が説明するまでもなく、議員さんのほうがよくご存じだと思っておりますけれども、全くそのとおりでございます。要するに、ここに書いておりますように、補助対象範囲を拡大するといったあたりは、上水の老朽化の更新が新しくなると、上水道になってしまうと全くないということでもありますので、そこら辺も今田議員のおっしゃるとおりで、そこら辺が問題ですので、委員会として要求をしていきたいというふうに思っております。

議長(赤松孝一) 今田議員。

17番(今田博文) 要求は要求でいいと思うんですが、実際国が決めていることです。今までどおり交付税を算入してくださいと。要求はいいんですが、このことが本当に全国の地方から、与謝野町みたいなこういう小さい町からどんどんそれは意見書は上がるんでしょう。けれども、なかなかこれは難しいことではないかというふうに私は思っています。

提案者はどのようにお考えですか。

議長(赤松孝一) 多田産業・建設常任委員長。

産業・建設常任委員長(多田正成) おっしゃるとおりで、国にこのことを要求したからといってすぐ取

り上げていただけるとは思いませんけれども、まず当町の上水道に、本来ならこのままの状態ではいけないでしょうけれども、そうはいきませんので、やはり当町としては声を上げて国へ訴えていく。町の単費、それから町の経済、町の中の経済でこんなものを好きなように賄えるんならそうはいきませんけれども、やはり国へ求めていって、国の制度を変えていただくというのか、見直していただくというのか、そうする以外にやっぱり財政措置というものがありません。この前もそれこそ議会で否決されたように、大変町民の方に負担がかかる、そのことをせいぜい抑えていきたいというふうに思っていて、できるなら国のほうへ訴えてその措置がとれたらというふうに思っておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 1番目のことについてはわかりました。提案者おっしゃったように、非常に脆弱な町にとっては、やっぱり国に声を届けると。声を上げると、このことが一番必要なことだろうというふうに思っております。そういった意味では、この町にとって必要な意見書ではないかなというふうに思っています。

この二つ目ですけれども、統合後の施設整備について、統合後というのは上水になってからの話ですね、これは、平成28年度以降の話です。補助対象範囲を拡大してください、補助率を引き上げてください、これはどういうことを言っておられるんですか。

議 長（赤松孝一） 多田産業・建設常任委員長。

産業・建設常任委員長（多田正成） このことにつきましては先ほども申し上げましたけれども、上水道の老朽化の更新はできないということでありまして。補助対象にならないということでありまして。ですから、今までどおりの簡易水道の措置がとってほしいというふうに思いますのと、それからもう一つは、補助率を引き上げるということでもありますけれども、現在の補助対象事業費は3分の1となっております。ただし、当町は補助対象の中で、財政力指数の関係で4分の1しかその補助がいただけないというこの厳しさがありまして、このことを今までどおりにその3分の1、4分の1になっておるけれども、本来は3分の1ですから、そこをもとに戻してくださいと。戻してくださいというのか、そういう措置をとってほしいという意味の拡大の意味でございます。

ちょっと説明が悪くてわかりにくいかもわかりませんが、そういうことでもあります。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） この補助対象範囲の拡大ですね。この意味は補助対象があつての話だというふうに思うんですが、実際上水になってどれぐらいその補助対象があるのか、それをもっと拡大せえという意味でしょう。違うんですか。

議 長（赤松孝一） 多田産業・建設常任委員長。

産業・建設常任委員長（多田正成） 今言いましたように、本来は3分の1の補助対象だったんだけど、財政力指数の関係で当町は4分の1ということになっておるようですので、そのことを減らさないでほしいという意味も兼ねて拡大ということになるんだろうというふうに思うんですけれども、その細かい2分の1だとかなんとかいう意味を言っておるのではない、カットをされるものですから、もともと4分の1しかもらえないのにということでの拡大という意味を使わせてもらつとるつもりですけれども。

議 長（赤松孝一） 皆さん、お諮りします。

よりこの意味を深めるために、議長のほうから、私議長として水道課長に補助説明を求めてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) それでは、異例のことではございますが、説明をより深めるために、水道課長、補助説明を一つお願いいたします。

吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) 失礼いたします。私のほうからちょっと説明を補助せよということですので、今の今田議員の補助対象範囲の拡大について申し上げます。

現在、上水道につきましては、補助対象メニューが、例えば耐震化であるだとか、そういったごく限られた部分に補助対象が認められていまして、先ほど委員長が申し上げられましたように、施設の老朽化に対する更新という部分では補助メニューがございません。したがって、今上水道である補助メニューに、さらに簡易水道であったときの補助メニューを新たにふやしてほしい、要するにメニューをふやしてほしい、そういう意味での拡大ということでございます。

議長(赤松孝一) ありがとうございます。

今田議員。

17番(今田博文) わかりました。補助対象範囲の拡大ということは、何かの形で補助がある上に、それを拡大せよという意味ですから、そこを説明していただいたらよくわかりました。

補助率の関係で伺う、先ほどからその4分の1を3分の1というて気張って言うておられるんですけども、ほなうちの町は4分の1しか補助金が、補助率がないと。だから3分の1まで持つていくようにしてくださいという意味なのか、ほかの意味があるのか教えてください。

議長(赤松孝一) 多田産業・建設常任委員長。

産業・建設常任委員長(多田正成) 今、水道課長に答えていただいたとおり、その意味、私としての意味はございません。せいぜいその4分の1に現在そういう関係でなっておるものですから、少しでもそういう措置をとってほしいと、拡大できる措置をとってほしいという意味も兼ねて意見書を出しておると思っております。

議長(赤松孝一) 今田議員。

17番(今田博文) 済みません、説明いただいたと思うんですが、よく私ちょっと頭が狂っていますんで、よく今の委員長の説明、よくわかりませんでした。申しわけないですけど。

もう大体いいです。趣旨は大体わかりましたから。大体いいんですが、特別交付税、一括交付金となってもというくだりがあるんですね。これはこんな予定というのはあるんですか。

議長(赤松孝一) 多田産業・建設常任委員長。

産業・建設常任委員長(多田正成) 今、その交付税の問題で、国のほうで問題になっておるんですが、そういった総合的な意味で、今このことは国のほうで特別交付税、一括交付金といったあたりが協議されております。もしそうなくても、今までお願いをしとるその1点、2点目の要求を満たすものであることというふうにして締めくくつとるのであります。

議長(赤松孝一) 吉田水道課長、ちょっと済みませんが、議長としてお願いします。

補助率の引き上げ問題、4分の1、3分の1の問題、ただいまの問題についてわかる範囲で説明をお願いいたします。

吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 私のほうから、わかる範囲でお答えを申し上げます。

2番目の補助率の引き上げについてですが、先ほど委員長からありましたように、現在与謝野町では、通常の補助率3分の1に対して、財政力指数が非常によいということで4分の1に引き下げた形での補助率となっております。ただ、この2番目の補助率の引き上げにつきましては、そういったこともですが、例えばその3分の1であってもそれを2分の1に引き上げてほしいとか、とにかく水道事業経営においてプラスになることについては、できるだけ優遇措置を図ってほしいという意味でもっての補助率の引き上げということだろうと思います。

それから、特別交付税一括交付金についてですが、現在、交付税につきましても、補助金につきましても、一定のルールに基づいて各事業ごとにいろいろな取り決めの中でその額等が決定されているわけですが、それが一自治体に幾らというような、今の特別交付税とか一括交付金という形でそれぞれの算出根拠が不明というわけではないんでしょうけれども、今のよう細かい形で計算されるんじゃないかと、もう少し大きな意味でドカン、ドカンと幾らというふうな形で決定されていくような、そんなような雰囲気といたしますか、動きがあるようなので、その際に今まで受けてきた交付税額、補助金額を下回るようなことも考えられるわけです。その下回るようなことにならないように、今、上記2項の条件を満たして、その上での交付税だとか交付金だとか、そういう扱いにしていきたいということだろうと思います。

議 長（赤松孝一） ありがとうございます。

17番（今田博文） 終わります。

議 長（赤松孝一） よろしいか。
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
多田委員長、自席へお帰りください。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、意見書案第4号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、意見書案第4号 簡易水道の上水統合に伴う財政支援を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 意見書案第5号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）を議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第2項の規定により勢旗議員から議長に提出されております。事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

意見書案第5号、平成24年9月10日、与謝野町議会議員 赤松孝一様

提出者 与謝野町議会議員 勢旗 毅

賛成者 与謝野町議会議員 家城 功

同じく賛成者 与謝野町議会議員 糸井満雄

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

上記の議案を、別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

以上です。

議長（赤松孝一） 提出者より、提案説明を求めます。

勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これで4回目に意見書を出すということになろうと思いますが、またご協力お願いいたします。

ただいま上程の意見書につきまして、朗読いたします。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

北朝鮮による日本人拉致事件は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、国家的犯罪であります。我が国は全ての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるとともに、拉致に関する真相の究明と拉致実行犯の引き渡しを強く要求してきた。

平成14年9月、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返してから10年がたった。しかし、それ以降全く進展はない。北朝鮮は残る多くの被害者について「拉致問題は解決済」との主張を繰り返すのみで、いまだ政府認定の拉致被害者や拉致された可能性のある方々の消息はつかめていない。政権交代後も拉致問題の解決に向けた具体策は今のところ示されず、その進展は一向に見られない。

このような状況の中、金正日総書記が死去し、金正恩体制に移行した。去る8月29日からは4年ぶりの日朝政府間交渉が始まった。これとて拉致を議題化にすることさえ容易ではない。しかしこの機会を逃すことは許されず、拉致問題の解決に向けて全力で取り組むことが強く求められる。

政府は、拉致被害者の家族の多くが高齢となり、拉致問題の早期解決に一刻の猶予もないことを改めて認識すべきである。

よって、国におかれては、全ての拉致被害者の早期帰国実現のため、北朝鮮による人権侵害をなお一層世界に広く訴え、北朝鮮政府に対して拉致被害者の再調査を求めるなど、拉致問題の解決に向けて全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというものでございます。

既にご承知のように、この6年間で拉致担当大臣が13人変わっているんですね。それを見ても、いかに国のほうでも本当にやる気があるのかなというて、家族会から言われてもしょうがないような状況にあります。そして、今言いましたように、8月から政府間交渉が始まったわけですが、しかし、北朝鮮は拉致問題をほかにやろうやろうということで、もうこれは解決済みということで、それで新たに今度はいわゆる遺骨の問題が出てきましたね。これからどういうことになるかといいますと、次は北朝鮮の残留婦人の問題があります。そういったことがどんどん出て

くるわけです。それで拉致問題は国交正常化の後で、こういうことになるのではないかなというふうに思っております。北朝鮮もこの遺骨の問題を言い出しましてから、今、現にも日本から遺骨収集に行っておられる方はいらっしゃいますけども、このことを言い出してから、遺骨もやっぱり金になるなということが北朝鮮にはよくわかってきたと、こういうように私は思っております。日本も、やっぱりしっかりとしたことで、6年間に十何人も大臣が変わっておるようなことではとてもこれはおぼつかんと思っておりますけども、政府に活を入れるためにも、この意見書を何としても議員の皆さんのご賛同を得て出したいということでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） それでは、勢旗議員さんの熱い思いに魅せられておるわけですが、この意見書につきまして別にどうこう言うつもりは毛頭私はないです。

ただ一つ、地方自治法第99条というのを読ませていただきますと、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出することができるというような、第99条の条文になっているようでございますが、いわゆるもちろん拉致被害者の関係者にすれば、本当に一日も早く、一向に進展しない現状から、本当に国民挙げてのそういったフォローが必要だと思っておりますけども、この第99条というのを今読み上げましたように、地方公共団体の公益に関する事件ということがうたつてあるようなんですが、これにつきまして、私はまだ若いですが、先輩議員の勢旗議員さんのご見解をお聞きしたいと、このように思う次第であります。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 小林議員さんのご質問でございますが、私どもは、今ほとんど国内で起こることについては、この地方自治法を根拠にして国に対していろんな意見をやっぱり言うことができると。これがもう唯一のよりどころだと思っております。したがって、もうそれは小林議員さんもお承知のように、国内で起こる全ての問題についてきょうまで言うてきたと、こういうように思っております。したがって、これが内容的に制約をしているとか、あるいはぐあい悪いということは全くないと思っておりますので、一つそういうご理解をお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

11番（小林庸夫） 議会のいわゆる機関意思をあらわす方法としてこういった意見書もあるでしょうし、それから決議という形式もあるのではないかと。それを決議したことをまた送付すると、関係省庁にいうことも手法としてはあるのではないかと思っております。今回は別に私も反対するつもりも毛頭ございませんけども、今後のことでやはり当該普通地方公共団体の公益に関する事件についてのいうことがうたつてありますので、そういったことが意見書というものの基本ではないかなと、このように思いましてお尋ねしたようなことでございます。終わります。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私がこのことにかかわりを持って、私でもできることは何かということでは考えましたのは、最初はこの拉致問題でいわゆる横田めぐみさんのお父さんやお母さんにお出会いを

しまして、そしてそういういろんなお話をする中で、あるいは全国の地方議会でどういう取り組みをされているということの中で、私はやっぱり意見書を上げていく。そして最近心配だと思っておりますのは、一つは非常に長い期間もうこの運動が続いてきたということですね。それでことしの春の日比谷公会堂で開かれました国民大集会を見ても、もうひとりの勢いがなくなっているんですね。したがって、そういったことを我々ができることといたしますと、この議会の皆さんの賛同を得て、やっぱり国に対してもっとしっかりやってくれということも一つの方向だと思っております。4回目ということを申し上げましたが、そうやってお願いをしておると、こういうことでございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） よくわかっております。

終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 7 番、今田議員。

1 7 番（今田博文） たびたび申しわけないです。

4回目ということで、この拉致被害者の救出を求める、事件解決に向けての。勢旗議員がこのことに一生懸命頑張っておられるということは、よく私も理解をしています。このことについて、一日も早く被害者の人を日本に帰したい、全面解決に向けて努力したい、そうやってほしいという人は、日本人誰しも、1億2,000万の人が思っていることだろうというふうに思っております。横田さんのテレビ等のメッセージを聞いていまして、もう連れ去られて35年もたっている。政府は何をしているのか。これが自分の家族だったらどうするのか。自分のこととしてぜひ取り組んでほしいと。こういうことをいつもテレビの前で言われたり、講演でも話されていることは、私もよく知っています。

勢旗議員から4回目ということがありました。私はこの議会の意思、このことについて取り組んでいく姿勢、この理解、了解というのはもう取れているんだろうと思うんですね。けども、今言われたように4回目ということで、事あるごとにこれを出してこられると。その真意というのがもう少しわかりづらいんですが、そこはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これ4回目ということで、4回お願いしたので、そういうふうに申し上げたということなんでございますが、真意は、やっぱりこの国に対していろんな形で私は、先ほど言われたような決議もありましょうし、意見書もありましょうし、個人的な要望もありましょうし、それが国に対して上がっていると。しかし、それはその折々でこの一つの、きょうからきょうまでの間はこういうことで国に対して要望がありましたよということには私はなっているんですね。したがって、私はやっぱりある程度、その期間が過ぎるとやっぱりこれはお願いをしていかなんたら、国のほうだって、あ、ここは何回目だと見ていらっしゃるわけではございませんので、私はこのことを全国から私は上げていきたい、そういうように私としては思っているんですけど、ほかに他意はございません。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 私が思うに、勢旗議員もこういう気持ちはあるんだろうというように思うんです

が、今度は北朝鮮も体制が変わりました。金正恩という非常に若い主導者になりました。金正恩が直接その拉致事件を支配したとかいうことはないんですね。お父さんの金正日がやったことなんです。だから、今言われとることは金正恩体制になって、考え方も変わるんと違うかと。これは金正恩がやったことでないから、手のひらを返すように解決に向かう可能性もあるんじゃないかと。そういう期待というのはかなり日本にあるんですね。

この間も、藤本さんという方が、元料理人だということです、その方が北朝鮮に呼ばれて、金正恩と握手をされ、一緒に食事をされた。奥さんとも会話をされたり、幹部の方と一緒に過ごされたそのときの写真がテレビを通じて、マスコミを通じて我々も目にいたしました。北朝鮮は、戦略を変えようとしているんじゃないか。先ほど提案者もおっしゃった遺骨収集の話もそうです。今まではあそこにテレビカメラを入れたり、あるいは地方に記者を連れて行って、そこでテレビカメラを回させたり、そんなことはなかったんですね。けども、今回は、監視はおるものの、地方に連れて行ってテレビカメラを回させ、そしてそれが我々も見ることができる。非常に体制が変わりつつあるんじゃないかなというふうな期待感、その期待で拉致事件も解決していきませんか。今いろんなチャンネルを使って北朝鮮に働きかける。このことが非常に大事な時期だというふうに言われています。

先ほどおっしゃったように、担当大臣が変わるんですね、コロコロ。民主党になってから7人目だと言われている。横田さん夫婦に言わせると、一番頑張ってくれたのは、松原 仁国家公安委員長、この方が一番もう一生懸命拉致問題に取り組んでくれたと。この方を変える、野田首相は何を考えているんだというふうなことで、テレビでもいろいろとコメントをしておられました。

いろんな体制や状況が変わる中で、これは一つのチャンスの芽が出てきたというふうに思っております。しかし、この間地村さん、10年前に帰られたんですね。小泉首相が北朝鮮に乗り込んで、平壤宣言に署名をしました。10年後に帰ってこられてはじめて、地村さんというのは小浜の方ですけども、会見されたんですね。そこで何を言われたか、「北朝鮮は日本と全く考えていることが違う。日朝協議が再開しても楽観できない。政府は毅然とした姿勢で全面解決へ取り組んでほしい」と。日朝平壤宣言をやろうと、今入り口論でガタガタしています。局長級会議で、拉致問題を取り上げることすらできるかできないかわからないような状況だろうというふうに思っています。

このことを解決するのは非常に難しいことだろうというふうに思いますけれども、そのことについては、提案者はどのようにお考えですか。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） この意見書の中段下にご書いておられますように、これとて拉致を議題化することさえ容易でないというようにこれにご書いておるんですが、これはもう今田議員さんおっしゃるように、せんだって元北朝鮮で働いていらっしやっただし職人の藤本さんという方が北朝鮮に招待を受けられまして、そしてそれが放映をされました。しかし、あれはある一つのテレビ局だけしか許可されていないんですね、あの放映は。そういうことが一つと、それから、松原さんの話がございました。松原さんも家族会からの言葉でいいますと、今田議員さんがおっしゃるように、非常によくやっておくれたというふうに言われておるわけです。しかし、あの人が就任をされたときどうであったかといいますと、あの人は大臣になる前は金正日政権の打倒なくしては拉致問題

の解決はないと、こういうのがあの人の姿勢だったんですよ。したがって、北朝鮮ともパイプも何も全くない、努力はされました。それで今の政権の一番のネックになっておるのは、全くパイプがないと、これだと私は思っているんですよ。したがって、ここに書いておりますように、このことさえ容易でないという意味はここにありまして、それで今後どういう格好になる、わかりません。しかしながら、また今度大臣になった人だって、いつもこの人が首になるかわからんようなことだと私は心配しとるんですがな。そういった実態ですから、私はこのことは非常に難しいというように思いますけれども、しかしこれは国民として要求をしていかなければならない、そういった心境でございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 心境はよくわかりました。ことしの春でしたか、綾部の中丹会館ですか、あそこに講演を聞きに行きました。そこに青山繁晴というテレビでもコメンテーターしたり、8チャンネルで1週間に一遍いろんなことで解説をしています。その方の講演を1時間ほど聞きました。国会議員もそうですけれども、ここに青いバッチ、拉致議連の会だとかいってつけていますね、あの青い色はなんで青いかと、こういう質問があったんですね。その中で、あのときに何人おられたか、1,000人ほどおられたんでしょう、1人だけわかったんですよ。「はい」手挙げて言われました。あ、そうだったかと。なぜあの色が青かったかとはじめて私は知りました。勢旗議員十分ご存じだろうと思いますけれども、あれは日本海の青なんですね。ですから、日本海から拉致された人たちのことを忘れるなという意味であれは青い色にしたとはじめて聞きまして、非常に私自身も感動させていただきました。

田中 均さん、元外務審議官、この方も一生懸命小泉首相のもとで日朝協議の段取りをされた方なんですね。その方がおっしゃっているんですけども、方策が3つあるというようにおっしゃっているんですね。一つ目は、日・米・韓で危機管理体制を確立していく。日朝だけでは絶対に動かないと、こういうようにおっしゃっています。日・米・韓が一緒にならなければこのことは解決できないというふうにおっしゃっています。二つ目は、中国を説得して北朝鮮に対する中国の態度を変えさせると。これ二つ目です。三つ目は、本当に動かすには、権力の中枢と交渉すると。この三つが解決策であると、このようにおっしゃっています。我々にとっては手の届かないところであります。

勢旗議員、こうして一生懸命意見書を上げられて熱心なことはよくわかります。何も反対する理由はございません。しかし、これだけ一生懸命熱心にやられる。意見書だけではなしに、例えば署名運動されるとか、ほかのことで声を上げられるとかいうことも私はある意味必要なことではないかなというふうに思っていますけれども、そのところはいかがですか。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 今田議員さんが、今、青山さんの評論家ですか、お話を聞かれて、それよく感動されたのよくわかります。ただ、拉致をされとるとするのは日本人だけではないんですね、言うたら。多くの国から拉致しているんですよ。このこともありまして、私はやはり同時にもっと広い意味でこれは一緒にやっていただかないかなというふうに思っております。

それからもう一つ私が気になっておりますのは、先ほど松原さんのお話ありがとうございました。しかしながら、昨年度でしたか、12億円ほど予算持っているんですね。ところが実際には3割ぐら

いしか使われていないと。何にも実際行ってないわけですから。そういう状況なんで、私は政府にもうちょっとやっぱりしっかりとやってほしいなど、そういう気持ちでございます。

それから、今田議員さんがおっしゃいました、もっと自分がここまでやるんなら街頭に出たらやったらいい。しかしこのことができないのは、前回今田議員さんから質問を受けました。「勢旗さん、おたくはこれを政治利用にしておるのではないか」とおたくおっしゃいましたね。あのことが私も頭にありまして、そういう踏み込みはしていないと、さようでございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） いや、そんなことを気にせずにやるべきでしょう。そんな一言を気にしとったら何もできないというふうに思います。

青山さんの話も出ましたけれども、青山さん言明されました。「私が責任持って言います。横田めぐみさんは平壤の精神病棟にいます」と。「これは私の責任で言います」と。その講演の中で私は聞きました。

やっぱり一日も早く救ってあげたい、戻してあげたいという気持ちは同じです。終わります。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今田議員さんからいろいろご教授いただきまして、ぜひ今田議員さんも、ちょっと私きょうバッチつけておりませんが、バッチをまた持ってきます。ともにつけながら頑張っていたかとお願いをしたいと思っております。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

勢旗議員、自席へお帰りください。

それから申し添えておきますけど、今回、先ほど小林議員が言われたこの地方自治法第99条には何も抵触していませんので、これでいいんですから。よろしく願います、ご理解を。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第5号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、意見書案第5号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11 意見書案第6号 郵便営業体制の継続維持を求める意見書（案）を議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第3項の規定により総務常任委員長から議長に提出されております。

事務局に、議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

意見書案第6号、平成24年9月26日、与謝野町議会議長 赤松孝一様
提出者 与謝野町議会 総務常任委員会委員長 家城 功
郵便営業体制の維持継続を求める意見書（案）

上記の議案を、別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。
以上です。

議長（赤松孝一） 提出者より、提案説明を求めます。

家城総務常任委員長。

総務常任委員長（家城 功） それでは、郵便営業体制の継続維持を求める意見書（案）につきまして説明させていただきます。

まず、つけております文書ですが、2012年4月27日、第180回国会において郵政民営化法の一部改正をする法律案が可決・成立いたしました。2012年5月8日に交付をされました。これにより、郵便事業株式会社と郵便局株式会社が統合され、日本郵政グループは現行の5社体制から4社体制へと再編となりました。また、「ユニバーサルサービス」の範囲の拡充として、今までの郵便サービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できる仕組みが確保されるようになるということでございます。

しかし、最近の新聞報道によりますと、雇用や効率化を理由に一部過疎地の郵便局につきまして2013年度中にも隔日営業や半日営業というようなことを検討されているということでございます。これは、ユニバーサルサービスの提供を義務づけた法律に抵触する恐れもあり、また将来過疎地の郵便局が廃止に向かうというような懸念もされるということが話でお聞きいたしました。

そういった中で、地域再生・地域振興の核となる郵便局は地域にとって必要不可欠であるという認識の中から、営業体制が変わったり地域からなくなるようなことがないようにという思いで、意見書を地方自治法99条の規定により提出させていただくということでございます。

補足で説明をさせていただきますと、そもそも郵政事業につきましては、小泉内閣のときに国民の負担の軽減、また組織の利益の追求、サービスの拡充、また公務員の削減、金融の自由化等々のメリットがありまして民営化とされました。そういった中で、先ほども言いましたが、日本郵政グループとして5社から成り立つユニバーサルサービス、いわゆる誰もが平等に受益できる公益サービスを掲げた運営が行われてきたわけですが、このたびの法律改正により5社から4社、いわゆる郵便局株式会社と郵便事業株式会社のほうが合併し再編成することとなりました。

そういった中で、4社のうちの3社、これが新しく合併した部分が日本郵便株式会社になるわけですが、それにプラスしまして株式会社ゆうちょ銀行、またかんぽ生命保険株式会社の3個の会社の事業につきましては日本郵便株式会社の店舗である郵便局で取り扱い、運営がされることになったということでございます。そういった中で、新聞報道では、雇用をはじめとする経費削減、また業務の効率化などを理由に、余り利用の少ない郵便局では隔日営業、半日営業の体制がとられるという検討がされているというような報道がございました。

こういったことを踏まえまして、総務常任委員会では9月3日に委員会を開催させていただきまして、郵便局の運営に係る要望書の提案についての取り扱いをどうしようかという相談をさせ

ていただき、9月5日総務常任委員会を開き、どういった方向でというような検討をさせていた
だいた中で、9月12日に丹後地区郵便局長会会長 岩滝男山郵便局長の水口さん、また丹後地
区郵便局長会副会長の与謝郵便局の西原さんにお越しいただきまして、当町、また当地域の現状
も含めてご説明を受け、これではやっぱり意見書を出して訴えるべきではないかなという方向の
中で、9月25日に総務常任委員会でこの意見書をつくらせていただきまして、今回提出をさせ
ていただきました。

よろしくご審議をしていただきまして、ご承認賜りますよう、よろしく申し上げます

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） 意見書について、一言。

内容については何ら問題はないんですけど、文言についてですが、この説明の中の年号が全て
西暦で書いてあるんですけど、これについては何か理由があるんでしょうか。私は大体こういう文
書は和暦で書くのが普通じゃないかというふうに勝手に認識をしておるんですけど。

議 長（赤松孝一） 家城総務常任委員長。

総務常任委員長（家城 功） 何も考えておりませんでした。確かに下の日付を見ますと「平成
24年」というふうになっておりますので、塩見議員言われるように変更させていただくほうが
よいかとは思いますが、また委員会のほうでちょっと報告させていただきまして取り扱いさせて
いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それと、済みません、一つ訂正がございまして、意見書（案）の2行目の「可決・成立し」、
これ、さっき日付のほうは言われましたが、「5月8日に交付された」の「交付」が公の布で
「公布」になりますので、ご訂正をいただきたいと思います。

それから、表側は「維持継続を求める意見書（案）」という題になっておるんですが、こっち
側の案は「継続維持を求める」というふうになっております。意見書（案）の今私が読み上げさ
せていただいたほうが正しいということでご理解をいただければと思いますので、よろしくお願
いします。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ささいなことで。しかしちょっと気になりましたので、一応。

以上、終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

家城委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第6号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに、賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、意見書案第6号 郵便営業体制の継続維持を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで45分まで休憩をいたします。

(休憩 午後 3時29分)

(再開 午後 3時45分)

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第12 発委第2号 収賄事件再発防止調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

本案については、議会運営委員長より提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

発委第2号、平成24年10月2日、与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者 与謝野町議会運営委員会委員長 有吉 正

収賄事件再発防止調査特別委員会の設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第13条第3項の規定により提出します。

以上です。

議長（赤松孝一） 提出者より、提案説明を求めます。

有吉議会運営委員長。

議会運営委員長（有吉 正） このたびの職員の収賄事件の原因究明と再発防止のために、調査特別委員会の設置をする決議でございます。決議（案）を読み上げます。

収賄事件再発防止調査特別委員会設置に関する決議（案）

下記のとおり、収賄事件再発防止調査特別委員会を設置するものとする。

記

1 名称 収賄事件再発防止調査特別委員会

2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条

3 目的 職員の収賄事件の調査及び職員倫理の向上と再発防止並びに信頼回復に向けた対策

4 委員の定数 6人

5 調査期限 3に掲げる調査等が終了するまで、閉会中も継続して行う

少し補足説明をさせていただきます。

2番の設置の根拠でございますが、地方自治法第110条及び委員会条例第6条となっておりますが、議会運営委員会で百条調査委員会設置したほうが良いというご意見もありました。いろいろ議論がありましたが、110条で設置をさせていただくということになりました。

それから4番の委員の定数でございます。6人と決めておりますが、現在、与謝野町は議会運営委員会は会派をもって構成をされております。最大会派、与謝野クラブから2名、ほかの4会

派から各1名、計6名ということに決定をいたしております。

簡単でございますが、提案説明といたします。

議長（赤松孝一） ただいまの委員長提案に対する質疑に入りますが、質疑ありませんか。
8番、浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは伺いたいと思います。

先ほどの説明の中で、設置の根拠、この中で少し百条委員会のことも触れられましたけども、いろいろと議論があつてこうなつたというお話は伺いましたけども、その議論についてどういった議論があつてこの特別委員会になつたのか。ここあたりを伺いたいと思います。

議長（赤松孝一） 有吉議会運営委員長。

議会運営委員長（有吉 正） 委員会の議論はそういうことがございました。例えば近隣の福知山市でもはじめから百条をつくられたということをおっしゃっておられた議員さんもございます。

私の意見、申しわけありませんけども、ほかの方の意見もそうなんですが、議員必携を見ていただく、よく読みますれば、百条調査委員会については慎重にあるべきであるし、今度の場合はなじまないのではないかというご意見もありました。ただ、これが調査するときいろいろと不都合等々があれば、百条に切りかえる言うたらおかしいですけども、今の委員会は解散して百条の調査委員会にするということもできるわけでございますので、これで行こうと、いわゆる百十条の特別委員会の設置と委員会条例の第6条ということに結果的になつたということと、もう一つは、京都府町村議長会の福井事務局長さんにも聞いていただいております。まだ少しなじまないのではないかなということをおっしゃっておられたというふうなことも、委員会の中では勉強といひますのか、そういったことも議論をしながらこういうふうに決定したということですので。以上です。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） この百条につきましては、もう皆さんのご存じでありますけども、強い権限がございまして。出頭及び資料請求に違反した場合は禁錮刑も含めた罰則も設けられております。

それで、先ほど議論の話を伺いましたけども、いまだ町民さんの中には、いまだにどうなつとるんだという意見も聞きます。しかも、また今回これで2回目ということでございまして、この事件自体が。こういった中で、やっぱり私はこの今百条をつくらなければ、じゃあいつつくるんだと。なじまないという話がありましたけども、やっぱりここは今すべきではないかというふうには私は思っております。このあたりについてどういうふうにお考えですか。

議長（赤松孝一） 有吉議会運営委員長。

議会運営委員長（有吉 正） それこそ議員必携持ってきておるんですが、それが100%ということもないと思うんですが、確かに百条をつくれればいろんな、例えば参考人招致よりも、国会の話ですけども、証人喚問のほうが強い権限なのか、法的な罰則規定もあるというようなことで、同じように百条にすればいろんな意味罰則規定もあるだろうということは、その議論もあると思うんですが、ただ、そういった議論を踏まえてこのようにさせていただいたということをご理解いただきたいと思います、このように思います。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） 先ほど答弁の中でも、どうしても不十分であれば百条に切りかえるという話もご

ございましたし、やはりここは、もう今私は非常事態だというふうに思っておりますので、しっかりこの特別委員会が機能して、原因究明と再発防止できるように期待したいと思います。

終わります。

議長（赤松孝一） 15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 委員長にお尋ねします。いろいろご努力いただいたんですが、まず1点お尋ねしますのは、先ほど議員必携の話が出ました。常任委員会にも調査権ございますね。この調査権について、委員長はどのような認識持っていらっしゃいますか。

議長（赤松孝一） 有吉議会運営委員長。

議会運営委員長（有吉 正） 調査権ですね。常任委員会でも調査権はあると、こういったことも、例えば所管の委員会である、私も所属しております文教厚生委員会でも3回ほどこの点については委員会を、私は一委員ではございますが、委員会を開いております。それから参考人も承知することができるといふこともあるというふうに思います。

ただ、議会で決議をして、調査特別委員会を設置して、そこに付託をして、そして調査をしてもらうと、そういう方向性が今回出たと、このように思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私は、これは全て性善説に立っていると思うんですね。言うたら行政の側はうそをついたり、あるいは隠したりされることはないと思っておっしゃるとるんだと思うんですよ。しかしそうなんですかね、ほんまに。私は思えんのですよ。もっとやっぱり、これ今浪江議員さんありましたけど、私は非常に重大な問題だと。それでそのためには、やっぱりこの強制的な調査権をこの調査委員会が持たないと、私は調査はできないんじゃないかと思いますが、そこはどうでしょう。

議長（赤松孝一） 有吉議会運営委員長。

議会運営委員長（有吉 正） 勢旗議員おっしゃるように、確かに性善説というおっしゃられ方したわけでございますけども、ただ、基本的にこの百条調査にしても、今後うそをついた場合は逆に、うそをつくといひますのかね、いわゆる要するに資料提出を求めたときに、資料の提出を出すということはできるわけですね。ある意味強制的に進めていくことができる。しかし、普通、調査特別委員会でもそれはできるわけです。ただ、行政がいわゆるナシのつぶてであったり、それから変な資料といひますか、ごまかしの資料といひますか、勢旗議員は、今、性善説に立っておられると、考え方がね。ただ、私はそういったときに、これはもうしゃあないなというときには、当然百条の委員会に切りかえるという言い方おかしい、一旦は解散をして、議会にまた出さんなんですよけども、そういうことをやっていく方向性は残されておるわけですから、ただ、私も私なりに議員必携を今回議会の検査権だとか調査権だとか、私なりに調べさせていただいた中でも、やはり私はそこからスタートするよりもここからスタートしたほうがいいのではないかなど。捜査ではないわけですからね。以上です。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それと1点気になりましたのは、私はこの議会が決めるべきことが、私はほかからアドバイスをもらったならこれはどうなんかなという話でこれを決められたということについてはちょっと不満に思うんですよ、はっきり言ひまして。先ほどありましたね、答弁が。この中で

十分議論をされると思いますけれども、私としては若干不満に思っていますね。
終わります。

議長（赤松孝一） 有吉議会運営委員長。

議会運営委員長（有吉 正） よろしいですか。確かに与謝町議会は議会としてそれは決めたらいいと。

法律違反でも何でもないので。おっしゃることはよくわかります。その中で、浪江議員と同じ答弁といいますか、あれになるわけですが、委員会ではこういうふうな結論に達したということでご理解がいただきたいと。わかっとするつもりでございます。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

有吉委員長、議席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、発委第2号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、発委第2号 収賄事件再発防止調査特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（休憩 午後 4時00分）

（再開 午後 4時00分）

議長（赤松孝一） お手元に資料届きましたでしょうか。

休憩を閉じます。

お諮りします。

ただいま設置されました収賄事件再発防止調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 異議なしと認めます。

したがって、収賄事件再発防止調査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

朗読をいたします。

有吉 正議員、井田義之議員、今田博文議員、小林庸夫議員、勢旗 毅議員、野村生八議員、以上6名の方に決定をいたします。

ここで、暫時休憩します。収賄事件再発防止調査特別委員会の開催を求めます。構成の協議を

よろしくお願いいたします。委員の皆様は、行政委員会室にお集まりください。

(休憩 午後 4時01分)

(再開 午後 4時27分)

議長 (赤松孝一) 休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、収賄事件再発防止調査特別委員会で互選をしていただきました。その結果が議長のもとに届いておりますので、事務局長より報告いたします。

事務局長 (秋山 誠) 失礼します。

先ほど委員会のほうで互選されましたので、報告をさせていただきます。

まず、委員長 有吉 正議員。

それから、副委員長 野村生八議員。

以上でございます。

議長 (赤松孝一) 次に、日程第13 閉会中の継続審査(調査) 申出書を議題とします。

3常任委員会と庁舎問題特別委員会から、審査(調査) 中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査(調査) の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査) とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査) とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他は全て議了しました。

ここで、副町長のほうより挨拶をいただきます。

副町長 (堀口卓也) 9月定例会の閉会に当たりまして、入院中の太田町長より皆様へのご挨拶を言づかっておりますので、お許しを賜りまして、代読をさせていただきます。

9月10日の開会から本日まで33日間にわたり、本定例会では平成23年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各会計決算認定11件、条例案件4件のほか、人事案件4件、各会計補正予算8件、工事請負契約の締結案件1件、財産の取得案件1件、町道路線の変更案件1件、辺地計画の策定及び変更あわせて2件、専決処分の承認及び報告各1件の、都合34件にも及ぶ重要事項のご審議をお願いしてまいりました。この間、私の不注意により負傷し、その療養のため定例会を欠席することになり、まことに申しわけございませんでした。深くおわびを申し上げます。

赤松議長様をはじめ、議員の皆様には大変ご迷惑やご心配をおかけいたしました。本会議や各常任人会におきまして熱心にご審議いただき、1議案を除き、原案どおりご承認賜りました。まことにありがとうございました。

今後におきましても、立場は違いますが、ともに町のため、町民のために誠心誠意ご尽力いただいております議員の皆様とともに町政の運営に最善の努力を尽くしてまいりますので、これまで同様のご理解とご協力をお願い申し上げます。本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

代読で失礼をいたしました。どうもありがとうございました。(拍手)

議長 (赤松孝一) 私のほうからも、一言ご挨拶を申し上げます。

本当に長い議会でございます、特に監査委員さんにおかれましては、夏の本当に猛暑の中を、職務とはいえ、本当に精力的に決算審査をしていただきました。おかげさまで、議会のほうにも十分な参考資料となりまして、今回の決算認定がスムーズに運営しましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。また、本会期中には敬老会、町内一周駅伝、また全国消防操法大会等、大きなイベントがありました。そして何よりも、今ご挨拶がありました、町長が不慮のけがで入院されますという、今までかつてない、経験したことのない議会でありまして、私も議長として一生懸命努力したつもりではございますが、何分にも皆様方には十分な議会運営ができていないということもあったと思います。また、私自身も十分反省をしまして今後の議会に生かしたいと、こんなふうに思っています。

また、本議会では職員の不祥事によりますことに対しましての再発防止の調査特別委員会がただいま設置されました。本当に喜ばしい限りでございます。ぜひとも、先ほど町長の言葉にもありましたが、お互いに議会と行政と立場は違えども、この町を、またこの地域をよくしたい、一つでもよくしたいという気持ちに何ら偽りはございません。ぜひとも行政と議会が一丸となって、町民から負託されました我々議会としての能力を十分に発揮しまして、今後ともこの地域の活性化に、また日々の生活に潤いがきますことをこいねがひまして、閉会の挨拶といたします。

ご協力のほど、ありがとうございました。（拍手）

これもちまして、第47回、平成24年9月定例会を閉会いたします。

長期間、お疲れさんでございました。

（閉会 午後 4時34分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員